



神奈川県

神奈川県営水道 長期構想 (2024~2053)

2024(令和6)年 3月

神奈川県企業庁

はじめに

神奈川県営水道は、1933（昭和8）年に湘南地区の1市9町を給水区域とする広域水道として誕生して以来、各地域の簡易水道等を編入して給水区域を拡大しつつ、水源の確保や基幹施設の整備拡充を行い、安全で良質な水を安定的に供給することで県民の生活と産業の発展を支えてきました。

これまでの事業運営にあたっては、2019（平成31）年に策定した「神奈川県営水道事業経営計画」及び「神奈川県営水道施設整備のロードマップ」に基づいて、計画的かつ着実に施設整備等を進めてきました。

しかし、頻発する地震や激甚化する豪雨・台風被害等、自然災害の脅威は増すばかりであり、老朽化する水道管等の更新需要の高まりも相まって大量の施設整備が必要となる一方、人口減少社会の進展等により今後も水道料金収入は減少が見込まれるなど、厳しい時代を迎えています。

こうした状況においても、県営水道の使命として、生活に直結するライフラインである「水」を将来に向けて安定的に供給し、皆様の「いのち」を守るため、100年先の未来の水道へ向かう将来構想として、30年後の通過点を定めた「神奈川県営水道長期構想」を策定しました。

100年先も安心してお使いいただける水道の実現に向けて全力で取組を進めてまいりますので、今後とも、県営水道に対する皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

2024（令和6）年3月

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 高澤 幸夫

目次

第Ⅰ章	長期構想策定の目的と位置付け	1
1.	長期構想策定の目的	1
2.	長期構想の位置付け	2
第Ⅱ章	水道事業を取り巻く事業環境	7
1.	国内の水道事業を取り巻く事業環境	7
	(1) 人口と水需要の動向	7
	(2) 大規模地震発生懸念	9
	(3) 自然災害の激甚化	10
	(4) 環境への配慮	11
	(5) 水道事業の担い手不足	12
第Ⅲ章	県営水道の現状と課題	15
1.	県営水道の沿革	15
2.	県営水道の現状と課題	19
	(1) 人口と水需要の減少	19
	(2) 大量の施設更新の必要性	21
	(3) 耐震化の推進	22
	(4) 自然災害への対応	23
	(5) 水質への要求水準	24
	(6) 環境負荷の低減	25
	(7) 職員の減少と技術継承	26
	(8) 経営基盤の確立	27
	(9) お客様とのコミュニケーション	30
	(10) 地域社会等への貢献	32

第Ⅳ章 県営水道として目指す姿 33

1. 目指す姿をつくるにあたっての観点 33
2. 目指す姿 34
3. 施設整備に関する取組の方向性 35
 - (1) 安全で良質な水道 35
 - (2) 将来にわたり適切に管理された水道 36
 - (3) 災害・事故にも強い水道 38
 - (4) 環境にやさしい水道 39
4. 事業経営に関する取組の方向性 40
 - (1) 経営基盤の確立された水道 40
 - (2) 信頼に応える水道 42

第Ⅴ章 長期構想の推進 43

1. 事業の進行管理 43

第Ⅵ章 用語集 45

1. 用語集 45

資料編 51

- 策定経過 51
- 県営水道の施設 54
- 県営水道の略史 57

第 I 章 長期構想策定の目的と位置付け

1. 長期構想策定の目的

神奈川県営水道（以下、「県営水道」という。）では、中長期的な視点に立って具体的な取組と目標を明確にした「神奈川県営水道事業経営計画」（以下、「経営計画」という。）に基づいて事業を進めてきました。2019（平成31）年3月に策定した経営計画では、日本各地で地震や豪雨等の大規模災害が水道施設に大きな被害を与えていること等を踏まえ、水道施設の耐震化・更新等のスピードアップを目指すこととしました。

現在の県営水道を取り巻く環境は、自然災害が激甚化・頻発化する中で、更新需要が加速度的に高まる一方、減少傾向で推移している水道料金収入は、今後の人口減少社会の進展により、さらなる減少が見込まれます。また、人口減少は料金収入の減少だけでなく、水道事業の担い手不足といった点においても、事業運営上の課題につながります。

このような極めて厳しい状況においては、将来を見据えた、より長期的かつ計画的な事業運営を行う必要があることから、2022（令和4）年3月、有識者や水道使用者で構成する「神奈川県営水道事業審議会」（以下、「審議会」という。）に「神奈川県営水道事業における施設整備及び水道料金のあり方」について諮問し、中長期の計画を策定するにあたって県営水道が目指すべき姿や、施設整備における考え方等について議論していただきました。

審議会での議論等を踏まえ、この「神奈川県営水道長期構想」（以下、「長期構想」という。）は、生活に欠かすことのできない水道を、100年先も安全に、安心してお使いいただける、持続可能な水道事業であり続けるために、未来へ向かう通過点の1つとして30年後の県営水道の「目指す姿」を設定し、その実現に向けた「取組の方向性」を描いたものです。

2. 長期構想の位置付け

この長期構想は、神奈川県企業庁が“めざす姿”として基本理念に掲げる3つの柱（「安心」・「持続」・「貢献」）のもと、未来の水道へ向かって歩みを進めていくうえで道標となる「目指す姿」や「取組の方向性」を組み込んだ、基本的で長期的な将来構想とします。



長期構想の期間は30年間（2024（令和6）～2053（令和35）年度）と長期にわたることから、期間中における中期的な個別事業の内容等は「経営計画」を策定し、長期構想と相互に補完する計画として、より詳細にお示しします。

I 長期構想策定の目的と位置付け
2. 長期構想の位置付け

水道事業を所管する厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」において各水道事業者等に策定を求めている「水道事業ビジョン」については、この長期構想と経営計画をもって、県営水道の「水道事業ビジョン」と位置付けることとします。

また、水道事業等の地方公営企業制度を所管する総務省が、公営企業が将来にわたってサービスの提供を安定的に継続できるよう策定を求めている「経営戦略」については、県営水道ではこれまで経営計画を「経営戦略」として位置付けてきましたが、今後は長期構想と経営計画をもって、県営水道の「経営戦略」と位置付けることとします。

県営水道における策定状況 (構想または計画単独では、求められている内容が十分に記載されていると言いきれない場合は、○として理由を記載)

	内容	長期構想	経営計画
水道事業 ビジョン	水道事業の現状評価・課題	◎	◎ 長期構想の再掲
	将来の事業環境	◎	◎ 長期構想の再掲
	地域の水道の理想像と目標設定	理想像のみ 目標値なし	理想像は再掲 目標値あり
	推進する実現方策	方向性のみ	◎
	検討の進め方とフォローアップ	◎	◎
経営戦略	事業概要	◎	◎ 長期構想の再掲
	将来の事業環境	◎	◎ 長期構想の再掲
	経営の基本方針		◎
	投資・財政計画（収支計画）		◎

水道法 施行規則	第17条の4 水道事業者は、法第22条の4第2項の収支の見通しを作成するに当たり、30年以上の期間を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする	◎	
	4 水道事業者は、第1項の試算に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない		◎

なお、神奈川県が「SDGs 未来都市」として積極的に取り組んでいる、持続可能な開発目標（SDGs）についても、長期構想及び経営計画の中で関係目標の達成に向けた取組を推進していきます。

<新水道ビジョンの推進>

新水道ビジョンとは、厚生労働省が50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取組の目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示したもののことをいいます。

厚生労働省は2004（平成16）年に「水道ビジョン」（2008（平成20）年改定）を策定しましたが、2013（平成25）年に『人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、これまでの「水道ビジョン」を全面的に見直し』（平成26年3月19日付け 健水発0319第4号 厚生労働省健康局水道課長通知「水道事業ビジョンの作成について」）、「新水道ビジョン」を策定しました。

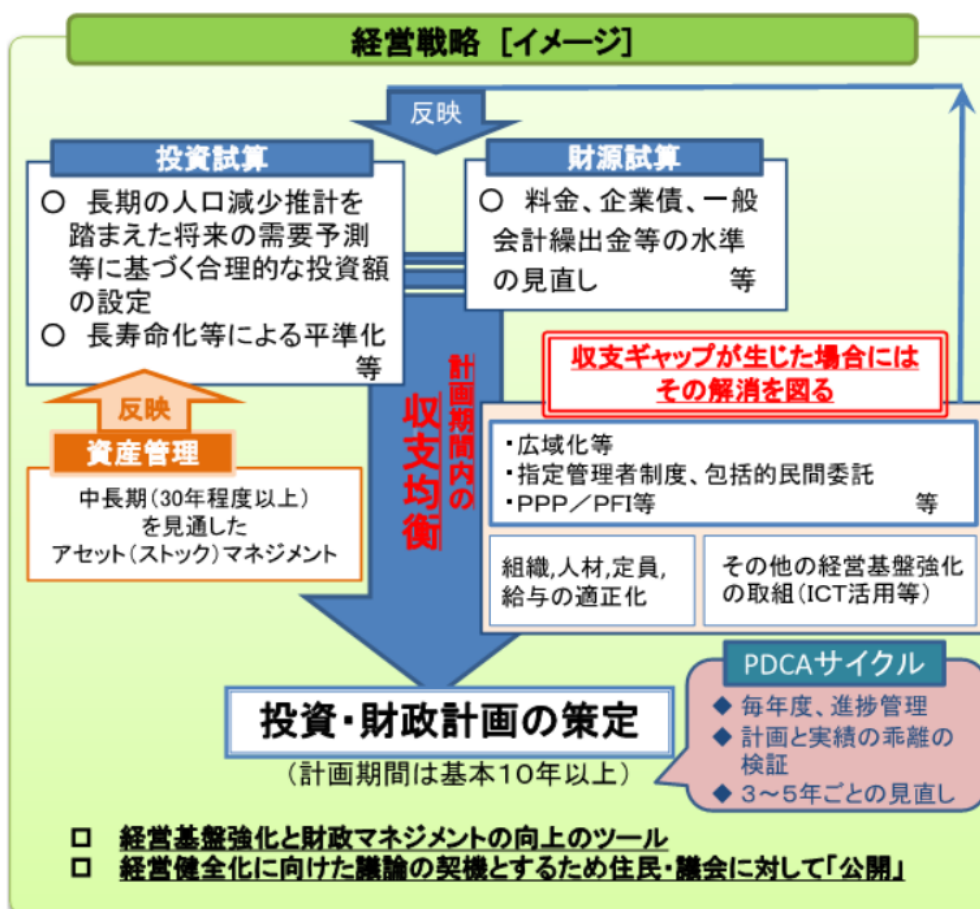


（出典）厚生労働省 HP「新水道ビジョンポータルサイト」

<経営戦略の策定>

経営戦略とは、総務省が策定を推奨する、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むうえでの各公営企業における中長期的な経営の基本計画のことをいいます。

総務省は『サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。このため、各地方公共団体においては、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが求められます。こうした中で、引き続き公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。』（平成26年8月29日付け 総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号 総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」）としています。



(出典) 総務省「公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会」資料

<持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の推進>

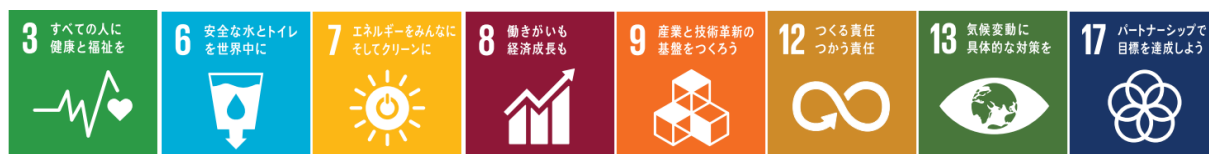
SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までの国際目標のことをいいます。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとなっています。

本県は「SDGs 未来都市」に選定されており、企業庁も事業を通じて、目標達成に向けて取り組んでいます。



水道事業において特に関連する GOALS は、次の8項目です。

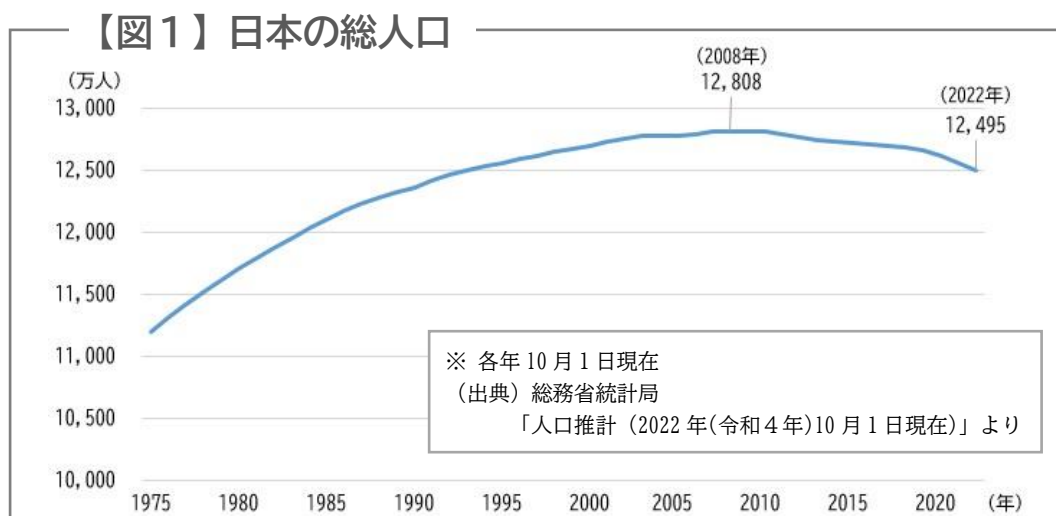


第Ⅱ章 水道事業を取り巻く事業環境

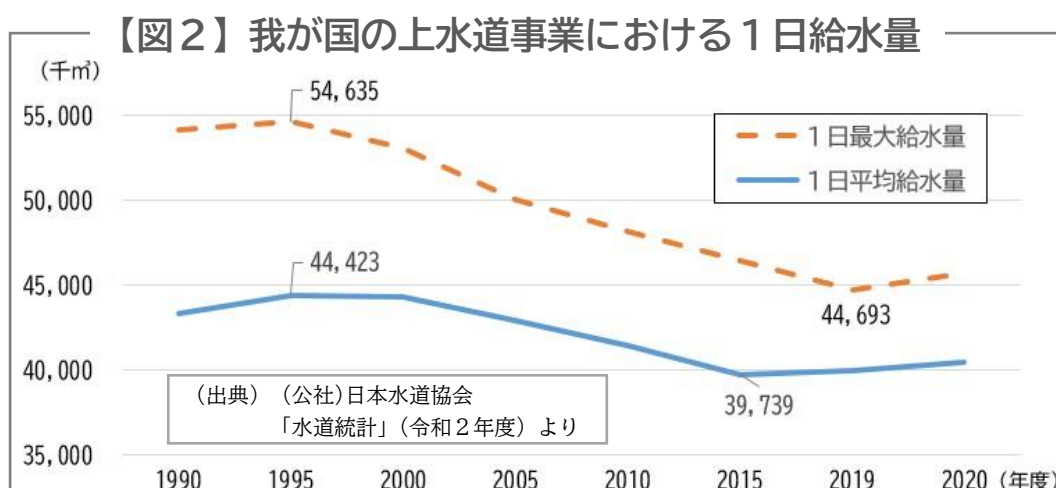
1. 国内の水道事業を取り巻く事業環境

(1) 人口と水需要の動向

- ▶ 日本の総人口は2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに、減少が続いています。【図1】



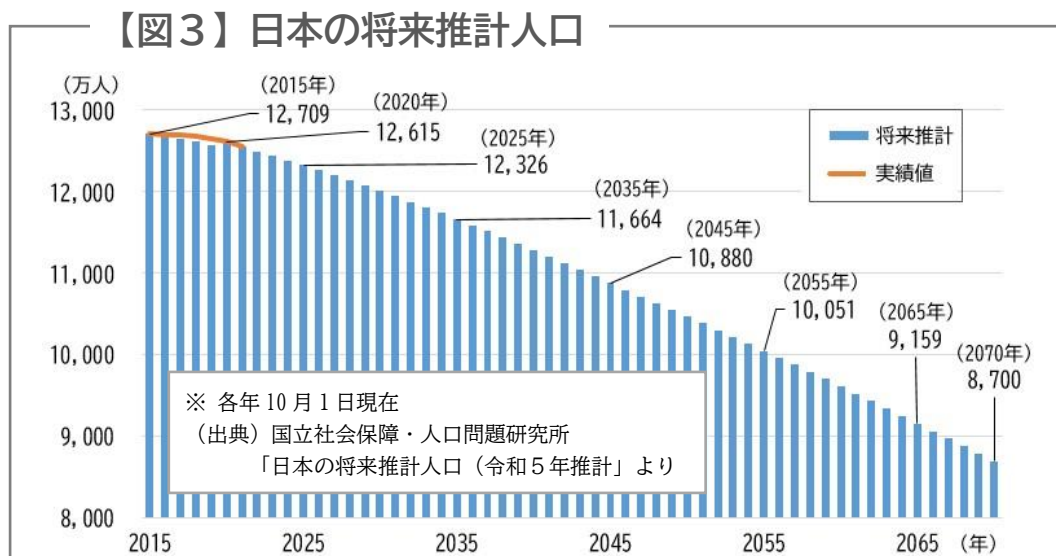
- ▶ 上水道事業における1日の給水量は、平均、最大ともに減少傾向にあります。【図2】



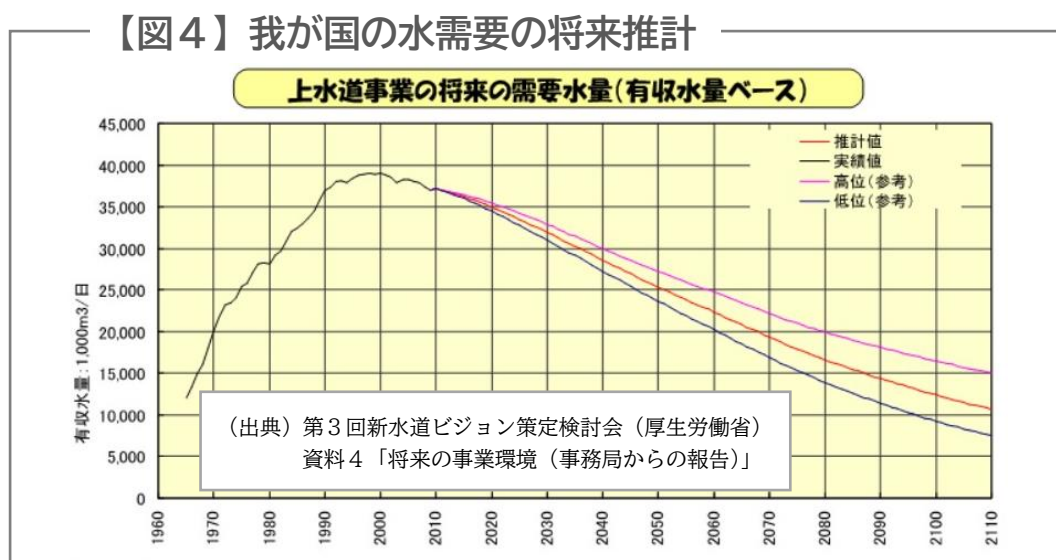
- ▶ 2008（平成20）年頃までは、人口が増加していたにもかかわらず、2000（平成12）年度以降、給水量の減少が始まっています。

Ⅱ 水道事業を取り巻く事業環境
1. 国内の水道事業を取り巻く事業環境

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所が2023（令和5）年に発表した日本の将来推計人口では、2070（令和52）年には、2015（平成27）年時点に比べて約3割減となる8,700万人程度まで減少すると推計されています。【図3】



- ▶ 2015～2021年までの実績値は、推計と同水準の傾向となっています。
- ▶ 水需要動向については、厚生労働省が2013（平成25）年に策定した「新水道ビジョン」において、2060（令和42）年には現在から約4割程度減少すると推計されています。【図4】



- ▶ 2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）によって従来の生活様式が大きく変わったことが、今後の水需要動向にどのような影響を与えるのか不透明な部分があります。

(2) 大規模地震発生懸念

- ▶ 日本は世界でも有数の地震大国であり、直近30年（1990年代～2020年代）を振り返ると、震度7クラスの大規模地震が5回発生し、大規模な断水が発生しています。【図5】

【図5】 震度7クラスの地震と断水の状況

地震名等	発生日	断水戸数	最大断水期間
阪神・淡路大震災	1995 (H7) 1. 17	約130万戸	約3か月
新潟中越地震	2004 (H16) 10. 23	約13万戸	約1か月
東日本大震災	2011 (H23) 3. 11	約256.7万戸	約5か月
熊本地震	2016 (H28) 4. 14	約44.6万戸	約3か月半
北海道胆振東部地震	2018 (H30) 9. 6	約6.8万戸	34日

(出典) 厚生労働省 HP
「水道施設の耐震化の推進」より

- ▶ 神奈川県地域防災計画（2022（令和4）年3月）では、県内で想定される最大震度が震度7の大正型関東地震をはじめ、震度6強の都心南部直下地震等、甚大な被害をもたらす可能性がある地震の発生が複数想定されています。【図6】

【図6】 想定される大規模地震

想定地震名	マグニチュード	県内で想定される最大震度	発生確率
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0～6% (200年から400年の発生間隔)
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度6強	(南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%)
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30年以内 6～11%
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70～80%程度)
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70～80%程度)

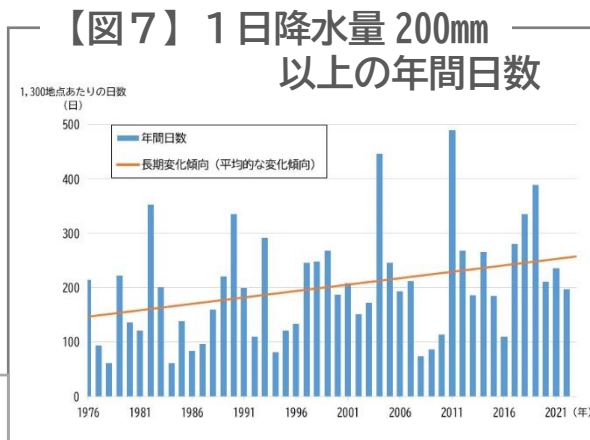
(出典) 「神奈川県地域防災計画」より

(3) 自然災害の激甚化

- ▶ 気象庁の観測では、大雨（1日降水量が200mm以上）の観測日数等が増加しており、地震以外の自然災害によって水道施設が被害を受ける事例の増加が予測されます。

【図7】

(出典) 気象庁アメダス
(地域気象観測システム) より



- ▶ 自然災害による水道事業への影響として、豪雨や台風による浸水、土砂災害等のほか、自然災害に起因する停電による断水被害も考えられます。【図8】

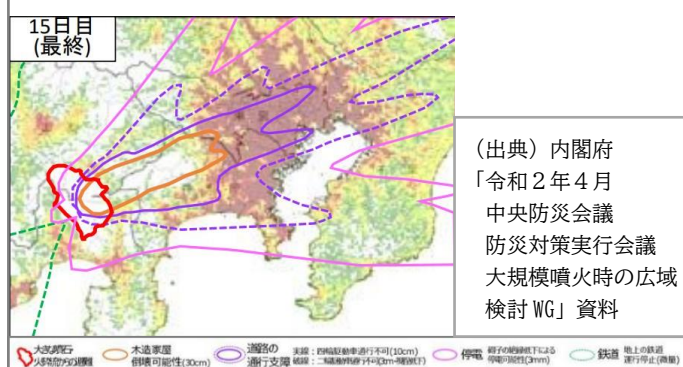
【図8】 1万戸以上が断水した風水害等

災害をもたらした気象事例 <水道施設が被災した地域>	発成年月	断水戸数	断水日数	断水の原因
房総半島台風（台風第15号）による大雨、暴風等 <千葉県等>	2019 (R元)年 9月	約14.0万戸	17日	停電
東日本台風（台風第19号）による大雨、暴風等 <近畿地方から東北地方にかけて太平洋側の広範囲>	2019 (R元)年 10月	約16.8万戸	33日	停電、水道管破損、浸水
令和2年7月豪雨 <西日本から東日本の広範囲>	2020 (R2)年 7月	約3.8万戸	56日	停電、水道管破損、水管橋流出、原水水質悪化
発達した低気圧及び冬型の気圧配置に伴う大雪・暴風 <北日本と東日本の日本海側>	2021 (R3)年 1月	約1.6万戸	8日	停電、凍結
前線による大雨 <近畿地方から東北地方の広範囲>	2022 (R4)年 8月	約1.4万戸	17日	水道管破損、水管橋流出、浸水
台風第14号による暴風、大雨等 <九州地方を中心に中国・四国地方の範囲>	2022 (R4)年 9月	約1.3万戸	9日	停電、水道管破損、取水施設の破損
台風第15号による大雨 <静岡県等>	2022 (R4)年 9月	約7.6万戸	13日	停電、水道管の破損、取水口の閉塞

(出典) 気象庁 HP 「災害をもたらした気象事例」 より

- ▶ 本県においては、火山噴火の降灰による水道施設への影響も危惧されており、国の富士山噴火のシミュレーションでは、噴火から15日目には県内のほぼ全域が停電となるほか、降灰により原水の水質も悪化することが予想されます。【図9】

【図9】 国の降灰シミュレーション



(4) 環境への配慮

- ▶ 温室効果ガスの排出が原因である地球温暖化等の気候変動により、近年、記録的な猛暑や大型台風、集中豪雨といった自然災害が頻発しています。
- ▶ 国は、「地球温暖化対策計画」を2021（令和3）年10月に策定し、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」としました。【図10】

【図10】温室効果ガス排出量の削減目標

地球温暖化対策計画の改定について

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画
「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標*等の実現に向け、計画を改定。
*我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

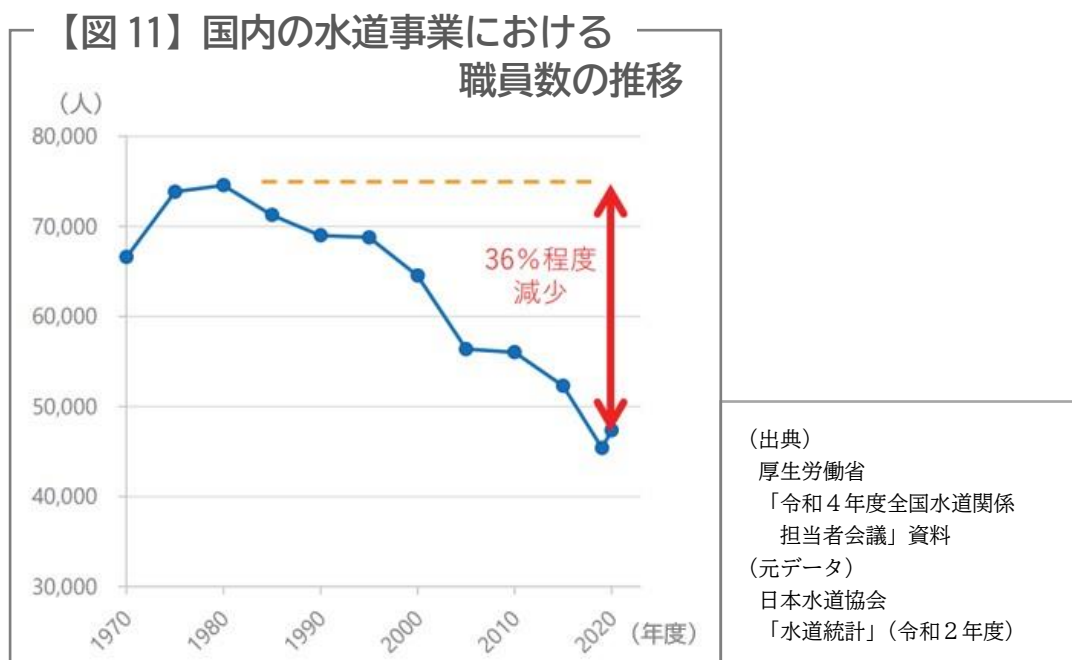
温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

（出典）環境省 HP
「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」

- ▶ 国の計画では、水道事業における温室効果ガス削減のための省エネルギー・再生可能エネルギー対策として、CO₂排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で「約5%削減」とする目標を掲げており、より一層エネルギー削減に向けた対策の推進を求めています。
- ▶ 水道事業は、浄水場の運転や配水池等へ揚水するためのポンプ等の設備に多くの電力を使用しており、全国の電力の約1%が水道事業に用いられています。

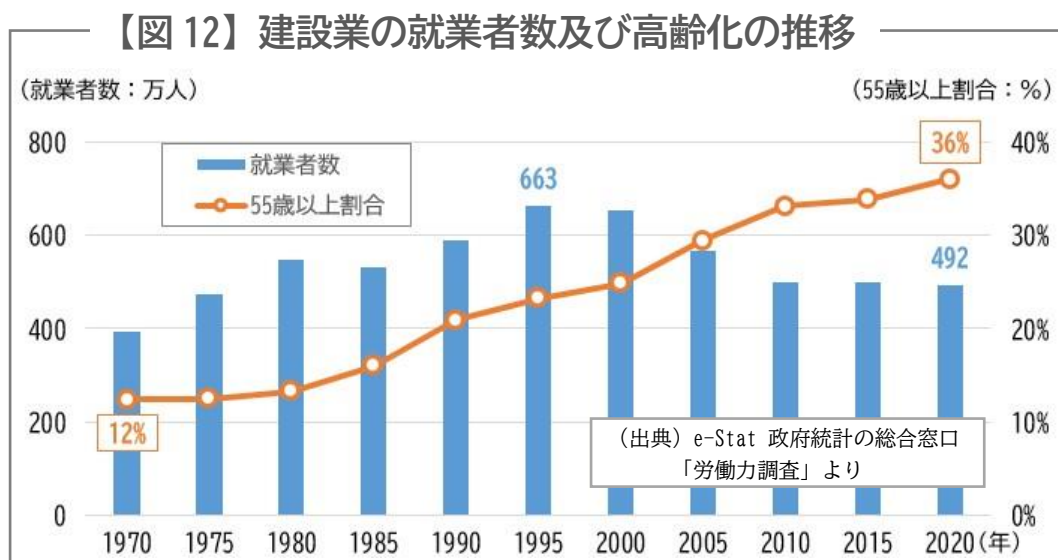
(5) 水道事業の担い手不足

- ▶ 国内の水道事業における職員数は、1980（昭和 55）年頃のピーク時に比べて約 4 割の減少となっています。【図 11】



- ▶ 管工事業を含む建設業の就業者数は、1995（平成 7）年をピークに減少傾向となっており、55 歳以上の就業者の占める割合が年々増加していることから、今後の建設需要に対して必要な担い手を確保することが課題になると懸念されます。

【図 12】



<水道法の改正（2019（令和元）年）>

水道法は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的に行うとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄で豊富な水を安価で供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする法律です。

2018（平成30）年、これまでの「水道の拡張整備を前提とした時代」から、「既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代」に変化したことから、直面する課題を解決するためには、水道の基盤強化を図ることが必要であるとして改正が行われ、翌2019（令和元）年10月から施行されています。

主な課題

老朽化の進行	耐震化の遅れ	事業規模	計画的更新への備え
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 耐用年数超の水道管が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水道管の耐震適合率4割未満 ▶ 大規模災害時の断水が長期化するリスク 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者の多くは小規模 ▶ 職員数が少なく危機管理対応等に支障 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 約3分の1の水道事業者で原価割れ ▶ 必要資金を十分に確保できていない

水道の基盤強化が必要

主な改正内容

1. 関係者の責務の明確化	水道事業者に、事業基盤の強化に努める義務を課す
2. 広域連携の推進	都道府県を広域連携の推進役として位置付け、広域連携によるスケールメリットを活かした事業運営を可能とする
3. 適切な資産管理の推進	収支見通しの作成と計画的更新に努める義務を課す 資産管理の前提となる水道施設台帳を整備する義務を課す
4. 官民連携の推進	官民連携の新たな仕組みを導入することで、民間の技術力やノウハウを活用する選択肢を増やす
5. 指定給水装置工事事業者制度の改善	工事業者の指定に更新制を導入し、資質の保持や実体との乖離を防止する（所在不明者の排除、無届工事の解消、等）

<水道行政の移管（2024（令和6）年度～）>

1957（昭和32）年の水道法制定、翌1958（昭和33）年の下水道法改正※により、上水道は厚生省（現在は厚生労働省）、下水道は建設省（現在は国土交通省）が所管するという役割分担がされてきました。

（※ 厳密には、現行下水道法の制定に伴い、1900（明治33）年制定の旧下水道法が廃止）

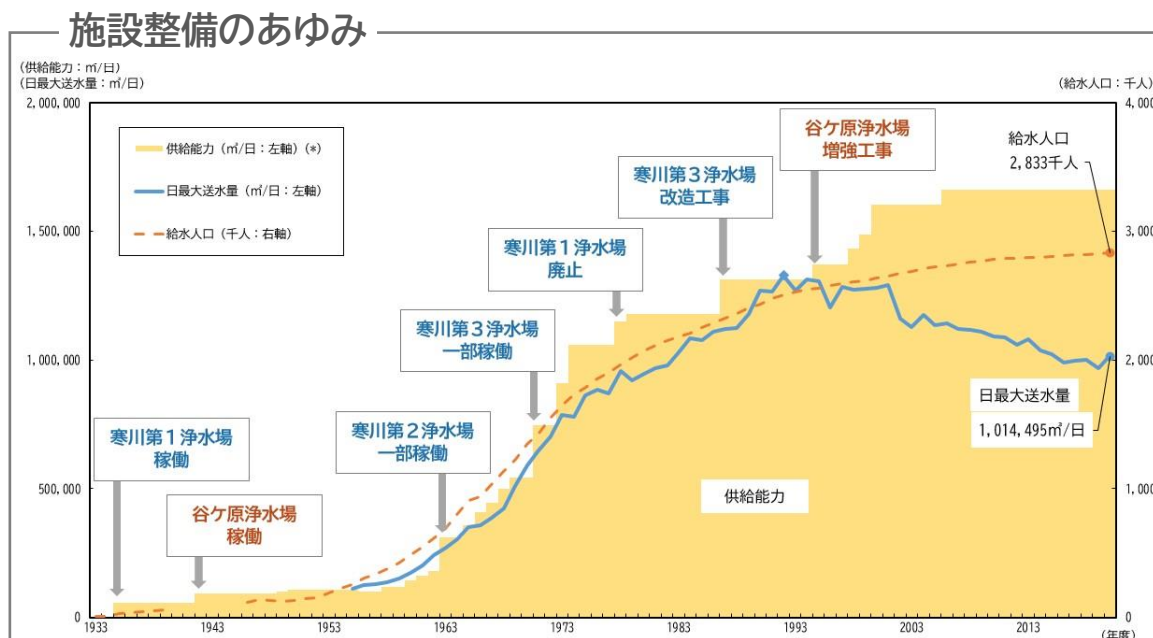
水道整備・管理行政に関しては、近年、老朽化の進行や耐震化の遅れといった課題に対応する必要性が増すとともに、災害発生時の断水といった災害対応に迅速に取り組むことも求められるようになってきています。そのような中、2020（令和2）年からの新型コロナ対策の中で「厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため」（新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性（令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）より）、生活衛生関係の組織について見直しが行われた結果、2024（令和6）年度以降、水道行政は厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることとなりました。（2023（令和5）年5月26日公布「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」）

～ 2023（令和5）年度 厚生労働省が所管する主な業務	2024（令和6）年度～	
	環境省	国土交通省
水質基準・水質検査方法の策定に関する事	○	
水道用資機材の衛生管理に関する事 （給水装置に関する資機材の衛生管理・指導を含む）	△ （水質・衛生関連に限る）	○ （水質・衛生関連を含む）
水質検査機関・簡易専用水道検査機関の登録に関する事	○	○ （水質・衛生関連を含む）
衛生上の措置に関する事	○	
簡易専用水道・小規模貯水槽水道の管理に関する事	△ （水質・衛生関連に限る）	○ （水質・衛生関連以外）
井戸水その他の水の衛生に関する事	△ （水質・衛生関連に限る）	○ （水質・衛生関連以外）
水道水質関連調査・ 水道水に係る放射性物質検出状況調査に関する事	○	○
水道水に係る放射性物質の摂取制限、 モニタリング手法・検査マニュアルに関する事	○	
水道水質管理計画の策定に関する事	○	
水安全計画に関する事		○

（出典）厚生労働省
「令和5年度第4回
水道整備・管理行政
に関する説明会」
資料より

各事務の移管先について、環境省は河川等の環境中の水質に関する専門的知見を有しており、水質管理に関する調査・研究の充実等、水質や衛生面での機能強化が期待されています。国土交通省は社会資本整備や災害対応に関する専門的知見を有しており、層の厚い地方支分部局を活用しつつ、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進めることによる機能強化が期待されています。

- ▶ 1955（昭和30）年以降は高度経済成長期を迎え、人口及び給水区域が増大し、産業発展に伴い水需要が増加する中で、ダム等の水源開発や第9次まで至る水道施設の拡張事業を実施し、「量的確保」を行ってきました。



- ▶ その後、「量的確保」から「質的充実」が求められる時代へと変わっていくことに合わせて耐震対策等を実施し、水道普及率が99%を超える現在においては「将来にわたり持続可能な施設整備」として計画的に事業を推進しています。

背景	主な施設整備事業
<p>【量的確保】 昭和～平成初期</p>	<p>【第1次～第9次拡張事業（S17～H10）】 寒川浄水場の建設、谷ヶ原浄水場の建設 整備後の水道施設：配水池130箇所、ポンプ所95箇所、 管路延長8,059km</p>
<p>【質的充実】 平成初期～後期</p>	<p>【水道施設相互融通化整備事業※（H11～H25）】 送配水管整備延長約51km ※主要管路のネットワーク化による 災害時緊急時のバックアップ体制の強化</p> <p>【鉛管解消事業（H15～H27）】 解消件数99,342件</p> <p>【管路更新事業（H26～H30）】 平均管路更新率0.7%</p> <p>【水道施設耐震化事業（H9～H30）】 耐震化施設（浄水場・配水池）</p>
<p>【持続可能性】 令和～</p>	<p>【管路更新事業（R元～R5）】 管路更新率1%へ（0.74%（R元）→1.0%（R5見込み））</p> <p>【水道施設耐震化事業（R元～R5）】 耐震化施設（浄水場・配水池）</p>

<水源の共同開発>

神奈川県内広域水道企業団の誕生

神奈川県と横浜、川崎、横須賀の3市は、かねてから共同して相模川水系の水源開発をしてきましたが、増大する水需要に対処するため、新たな水源として酒匂川を開発することとしました。

神奈川県と3市は、水道用水の広域的有効利用、投資の回避、施設の効率的配置と管理並びに国の補助金の導入を図ることを目的として、その経営主体を企業団方式によることとし、1969（昭和44）年5月、4構成団体に水道用水を供給する「神奈川県内広域水道企業団」（以下、「企業団」という。）を設立しました。



飯泉取水堰（1973年完成）

酒匂川の水源地開発（酒匂川総合開発事業）

神奈川県、企業団及び東京発電株式会社は、洪水調節及び水道用原水の確保のため、酒匂川支川河内川に多目的ダム（三保ダム）を建設しました。

下流の小田原市飯泉地点に建設した取水施設から企業団が水道用原水を取水し、県営水道、横浜市、川崎市、横須賀市及び小田原市の各水道事業者に供給しているほか、エネルギーの有効利用を図るために発電も行っています。



三保ダムと丹沢湖（1979年完成）

宮ヶ瀬ダムの建設

建設省（現：国土交通省）は、洪水調節、水道用水確保、発電及び河川環境の改善を目的として相模川水系中津川に新たに宮ヶ瀬ダムを建設しました。

宮ヶ瀬ダムの完成により、新たに1日最大120万9,000m³の水道水の供給量が確保されました。



宮ヶ瀬ダムと宮ヶ瀬湖（2001年完成）

<県営水道の特徴>

県営水道は、その沿革において、各地区・地域からの要望・要請を受けて給水区域を順次拡大してきた経緯があり、他の水道事業体には見られない特徴・課題があります。

- ◆ 各地域の簡易水道等を編入してきたため、施設配置が効率的ではない地域や、工事車両の進入が困難な地域等、施設更新の難易度が高い場所がある
- ◆ 給水区域が海岸線から丘陵地帯、山間部まで広範囲に及ぶため水道施設を分散して配置しなければならないうえ、標高差も大きいことから、配水池やポンプ所等を多く有している
- ◆ 水道法 第6条第2項の「水道事業は、原則として市町村が経営する」の例外的に県（企業庁）が事業運営を行っており※、道路事業や下水道事業を行う市町村との調整が必要となる
（※ 使用者に直接給水している都道府県は、県営水道を含めて4事業者のみ(2024年3月末時点)

こうした特徴・課題のほか、全国20の水道事業体（18政令市及び東京都・千葉県）との決算内容の比較により、県営水道の特性が見えてきます。

- ◆ 施設の老朽度合いを表す「管路経年化率」が高く、「管路更新率」が平均を下回っていることから、他事業体と比べて老朽化した水道管の更新が遅れている状況にある
- ◆ 2006（平成18）年の料金改定以降、増加する費用等に対して料金を改定せず企業債を活用してきたことから、債務状況を表す「企業債充当率」等の数値が芳しくない状況にある
- ◆ 広大な給水区域面積の中で人口が分散しているため「給水人口密度」が低く、標高差が大きいため「配水池の数」が多いなど、事業効率が低い地勢であると言える
- ◆ 職員1人あたりの指標がどの項目においても高く、良く言えば組織の生産性が高い（業務効率が良い）が、業務量に対して職員が少ない可能性があるとも言える

2020（令和2）年度決算内容における21都市（事業体）比較

区分	指標項目	県営水道	21都市平均	21都市内順位
施設の健全性	管路経年化率	29.00%	24.75%	18位
	管路更新率	0.81%	0.98%	14位
財政の健全性	企業債充当率	72%	34%	21位
	給水人口1人あたり債務残高	5.2万円	4.7万円	14位
事業環境の効率性	給水人口密度	3,504人/km ²	5,514人/km ²	16位
	配水池の数	194個	89個	3位
組織の生産性	職員1人あたり有収水量	493m ³	359m ³	3位
	職員1人あたり給水人口	4,512人	3,343人	4位
	職員1人あたり管路延長	14.20km	8.40km	5位

< 指標項目の色分けについて >

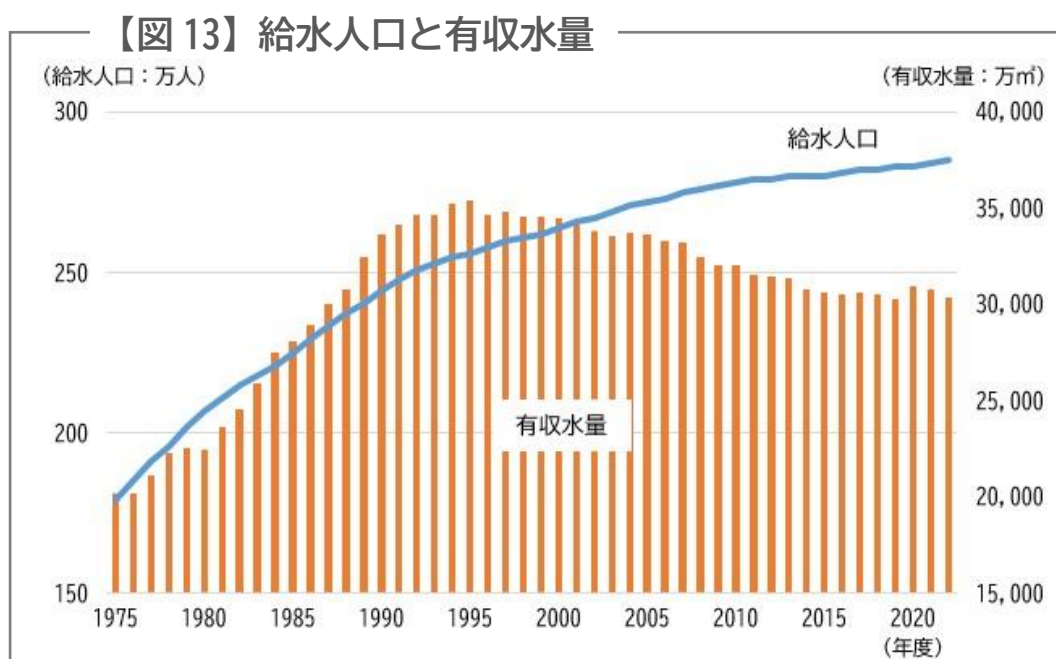
青色表示：管路更新率、給水人口密度、配水池の数、職員1人あたり有収水量・給水人口・管路延長
⇒高い(多い)順に 1位 → 21位

赤色表示：管路経年化率、企業債充当率、給水人口1人あたり債務残高
⇒低い(少ない)順に 1位 → 21位

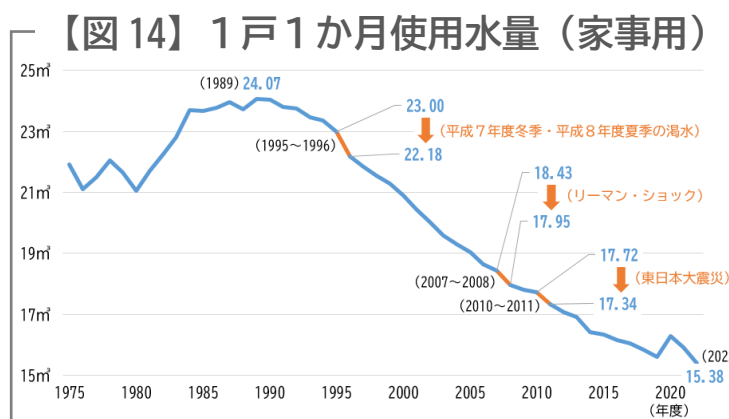
2. 県営水道の現状と課題

(1) 人口と水需要の減少

- ▶ 人口減少社会の到来・進展が取り沙汰されている中、県営水道の給水区域内の人口は現在も緩やかな増加を続けていますが、家事用の有収水量は2000（平成12）年度を過ぎた頃から減少傾向に転じています。【図13】



- ▶ 水道料金収入の約7割は「家事用」、いわゆる一般家庭での使用によるものですが、家事用1戸あたりの1か月使用水量は1989（平成元）年度の24.07 m³をピークに減少し、2022（令和4）年度には15.38 m³と、ピーク時と比べて約36%の減¹となっています。【図14】

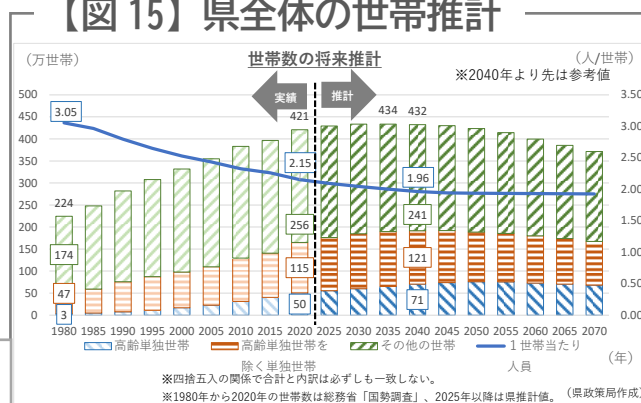


¹ 一般的に縦型洗濯機での洗濯1回が110L（0.11 m³）と言われているため、約36%（8.7 m³）減とは、各世帯で1か月あたりの洗濯回数が79回減少（1日2～3回減少）する計算となる。

- ▶ 1戸1か月使用水量が減少している原因の1つに、世帯構成人員数の変化が考えられますが、1戸1か月使用水量のピークである1989（平成元）年の「3.09人」から約30年後の2022（令和4）年は「2.14人」となり、1世帯あたり約1人分が減少したことになります。

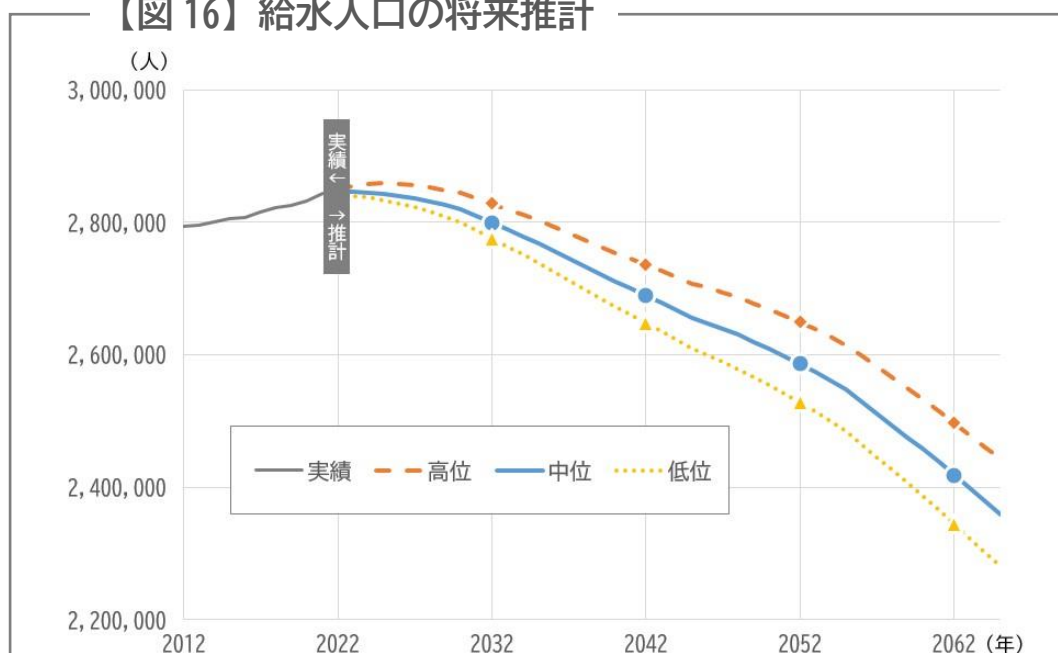
【図15】 県全体の世帯推計

- ▶ 県全体の人口推移について、「かながわグランドデザイン」²では、人口は2020年頃、世帯数は2030年頃にピークを迎え、以降は減少していく見込みとなっています。【図15】



- ▶ 県政策局の実施した将来人口推計をもとに、今後の人口や水需要について調査会社に委託して算定したところ、給水区域内における2065（令和47）年度末の人口は、2021（令和3）年度末から約14～25%の減少が見込まれています。【図16】

【図16】 給水人口の将来推計

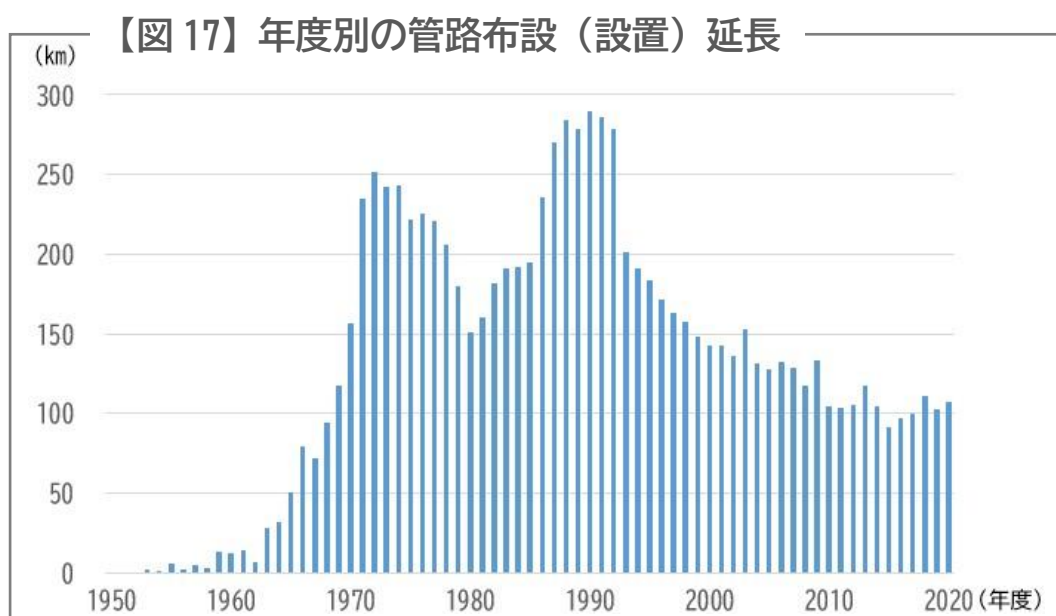


- ▶ 今後は、人口や水需要の減少に合わせて、施設のダウンサイジングや効率的な施設配置ができるような水道システムの再構築が必要となります。

² 2012（平成24）年3月に『いのち輝くマグネット神奈川』を実現する」を基本理念に掲げて神奈川の将来像や政策の基本方向をまとめた基本構想と、実現に向けた数年間の県の政策についてまとめた実施計画を合わせて「かながわグランドデザイン」と呼ぶ。基本構想は2025（令和7）年度を目標年次とし、実施計画は、直近の計画が2019（令和元）～2022（令和4）年度までの第3期実施計画となっている。

(2) 大量の施設更新の必要性

- ▶ 県営水道の多くの施設は、県内人口が大幅に増加した時期（1970～1990年頃）に整備されており、これらの水道施設が今後、順次、更新時期を迎えます。
- ▶ 特に管路（水道管）については、漏水しやすい管種を優先的に更新して漏水率を低減させ、近年は経営計画で目標とした有効率 95%以上を達成していますが、今後30年間では、新たに約2,900kmが更新の対象となり、これは2022（令和4）年度の更新ペース（86.1km）より約1割増のペースで更新を続けなければならない計算になります。【図17】



- ▶ また、基幹施設である寒川浄水場や谷ヶ原浄水場が、今後30年間に更新時期を迎えますが、大規模施設についても、水需要の減少に応じたダウンサイジングや施設の長寿命化を図りながら適切な時期に更新することが必要となります。
- ▶ こうした大量の更新需要に対し、重要度・優先度を考慮して、計画的に更新する必要があります。

(3) 耐震化の推進

- ▶ 県営水道の創設以来、震度6以上の大規模地震は発生していませんが、大規模地震発生（大正型関東地震の再発）を仮定した被害想定では、県営水道の給水区域内での断水戸数は80万戸に達し、復旧には48日を要すると試算されています。
- ▶ 県営水道は給水区域が広く、管理する水道施設が多いため、重要な施設から優先して耐震化を実施しています。【図18】



- ▶ 管路のうち、特に災害拠点病院及び災害協力病院といった「重要給水施設」へ供給する管路については、供用期間中に発生する可能性の高い地震だけでなく、想定しうる最大規模の地震への耐震性能を有するよう、優先して耐震化を実施しています。
- ▶ 配水池のうち、浄水場から直接つながる一次配水池や災害用指定配水池等の主要な配水池については、想定しうる最大規模の地震に対しても健全な機能を保持できるように、継続して耐震補強工事を実施しています。
- ▶ 浄水施設のうち、寒川第3浄水場の耐震化を2019(令和元)年度に完了したほか、各浄水場についても耐震化工事を着実に実施しています。
- ▶ 発生の切迫性が高い大規模地震に対して、できるだけ断水を少なく、復旧を早くするためには、効果的に水道施設の耐震化を進めていく必要があります。

(4) 自然災害への対応

- ▶ 気候変動による豪雨等の自然災害が激甚化していることから、河川に隣接して配置されている施設には浸水被害のリスクが、山間部に配置されている施設には土砂災害による被害を受けるリスクが高まっています。

- ▶ 2019（令和元）年10月に襲来した「令和元年台風第19号」では、城山ダムが1965（昭和40）年の完成以来、初めて緊急放流を行うほどの降雨となり、相模原市の山間に位置する複数の浄水場では、土砂災害によって浄水機能が停止するなどの甚大な被害を受けました。

【図19】

【図19】令和元年台風第19号の被害



土砂崩れにより、本来は土中にある水道管が露出しています。

- ▶ 自然災害による直接的な被害だけでなく、電柱の倒壊等の送電設備に支障が生じることでポンプ所等の停電が発生するなど、間接的な被害のリスクも高まっています。
- ▶ そのため、停電対策として、移動電源車の導入や非常用発電設備の整備を実施しています。【図20】

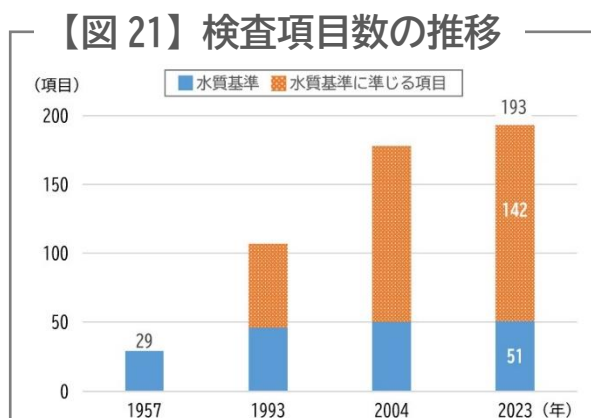
【図20】停電対策



- ▶ また、富士山噴火の降灰による水質悪化のリスクもあるため、「浄水場の火山対策」として、薬品注入施設の整備・増強を優先的に実施しています。
- ▶ このような対策を引き続き実施していくとともに、被災時に備えて、他水道事業者との相互応援や、給水区域内市町、工事業者等と速やかな応急給水・復旧が可能となる体制づくりといった取組も引き続き実施していく必要があります。

(5) 水質への要求水準

- ▶ 水質基準等は1957（昭和32）年の水道法制定以降、最新の科学的知見や社会状況により適宜改正され、特に1993（平成5）年と2004（平成16）年の改正で検査項目が大幅に追加され、2023（令和5）年時点で193項目となっています。【図21】
- ▶ 1993（平成5）年の水質基準改正で検査項目が大幅に増加したことを受けて、それまで各浄水場で行っていた水質検査の一元化及び検査体制の強化を図るため、1995（平成7）年に水質センター（現：水道水質センター）を設置し、2023（令和5）年時点で水質基準に定められた全51項目と水質基準に準じる132項目の計183項目³について定期的に検査を行っています。
- ▶ 2023（令和5）年からは、水道法で規定されている毎日検査地点75か所を含む、蛇口や配水池等の約100か所に自動水質測定装置を設置し、残留塩素濃度等を24時間連続モニタリングするなど、水源から浄水場の各工程を経て蛇口に至るまで、きめ細やかで一貫した水質管理を行っています。
- ▶ 今後は、気候変動に起因して貯水池（ダム湖）で発生する藻類の種類の変化・増加による浄水場ろ過池の目詰まりや、水道水の異臭味発生といった浄水処理障害の増加、台風や豪雨等による急激な濁度上昇に対応するための薬品注入量の増加、水温上昇による消毒副生成物の増加といったことが課題として考えられ、常に水質基準を遵守できるよう対応していく必要があります。【図22、23】



【図22】藻類の大発生



【図23】原水の濁度上昇



³ 県営水道では、水道法に規定されている193項目のうち、浄水処理で使用していないもの等、10項目を対象外とし、183項目について検査を行っている。

(6) 環境負荷の低減

- ▶ 本県では、2019（令和元）年9月の台風第15号及び10月の台風第19号が県内に記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、県内各地で甚大な被害が生じたことを受け、国に先駆けて同年11月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明しました。
- ▶ その後に国が策定した「地球温暖化対策計画」でもエネルギー削減に向けた対策が求められていること等を踏まえ、県営水道では、再生可能エネルギーとして太陽光発電を6か所、小水力発電を4か所で導入し、水道事業で使用する電力の1%程度を自家発電にて賄っています。

- ▶ 水需要に合わせたポンプ能力の最適化（ダウンサイジング）のほか、高効率設備の導入等を行い、国が指標として示している「2013年度比のCO₂排出量削減率」（約5%）について、2020（令和2）年度時点で削減率は11.2%と、すでに2030年までの目標を達成しています。【図24】



- ▶ 国の目標は達成していますが、水道は、取水から浄水処理過程を経て配水されるまで電気を多く使用するため、施設整備に合わせて省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を継続的に進める必要があります。
- ▶ 資源の再利用については、浄水処理の過程で発生する浄水発生土の全量をセメント原材料等に有効利用しているほか、水道工事等で発生する建設副産物についてもリサイクル率は10年平均（2011（平成23）～2020（令和2）年度）で99.8%となっており、廃棄物削減の観点から、取組を継続する必要があります。

【参考】国が示す目標

1. 水道施設における地球温暖化対策

令和2年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、「地球温暖化対策計画」の見直しを加速するよう指示がなされました。

また、日本は令和3年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに高見に向けて挑戦を続けることを表明しています。その後、この新たな削減目標も踏まえた「地球温暖化対策計画」（改訂）が、令和3年10月22日に閣議決定されています。

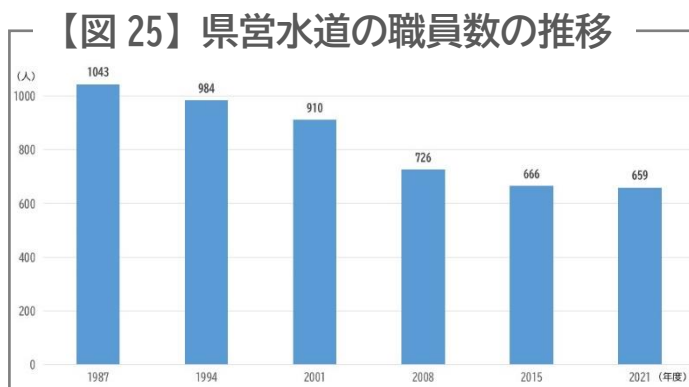
水道事業におけるCO₂排出削減目標は、「地球温暖化対策計画」において「上下水道における省エネルギー・再エネ導入 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等」として、2030年度21.6万トン-CO₂削減（2013年度比約5%）の目標を掲げています。

水道事業は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費（CO₂排出）産業の側面も有しており、エネルギー消費削減に向けた省エネ等対策の促進、利用エネルギーの再生可能エネルギーへの転換などが求められます。

（出典）厚生労働省 HP
「環境・エネルギー対策」

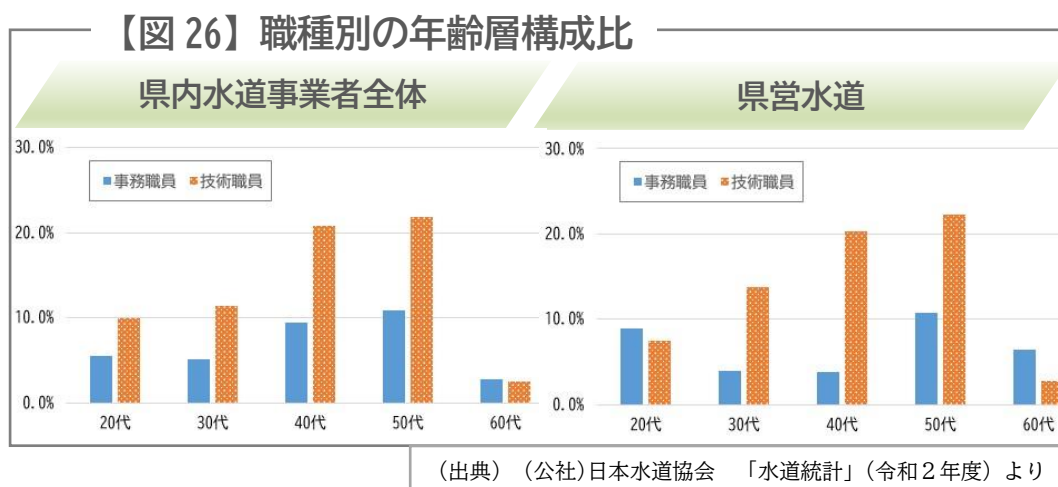
(7) 職員の減少と技術継承

- ▶ 少子・高齢化の進行により生産年齢人口が減少していることに加え、インフラの老朽化対策や自然災害からの復旧対応のため技術者のニーズが高まっていますが、本県では採用試験の受験者数が減少して人材確保が困難な状況となっています。



- ▶ 県営水道の職員数は、1987（昭和 62）年をピークに約 4 割の減少となっていますが、近年は横ばいの状況となっています。【図 25】

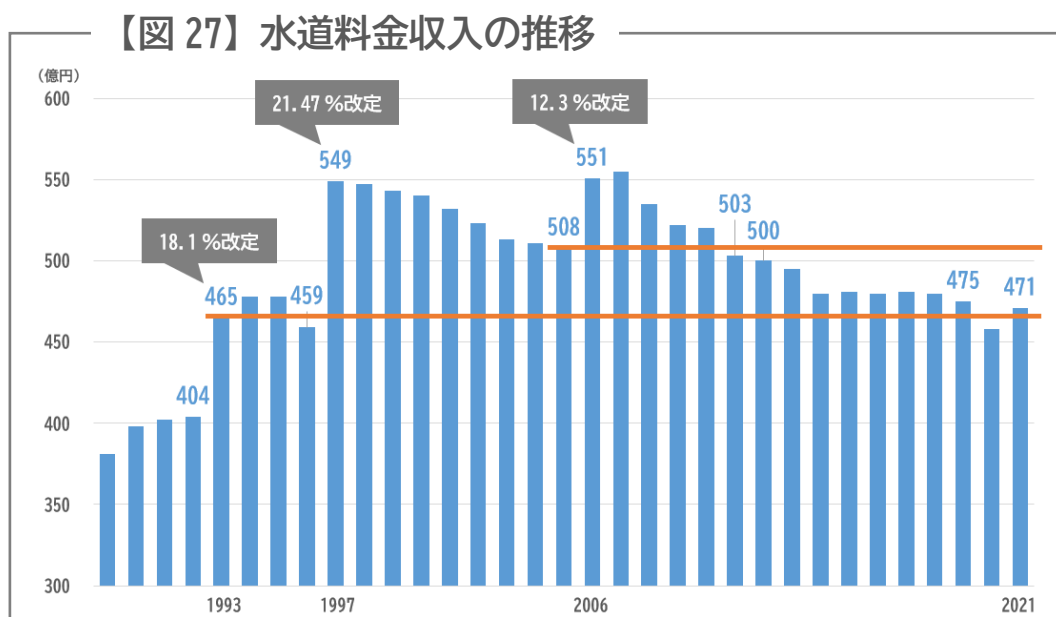
- ▶ 職員の年齢構成を見ると、県営水道は県内水道事業者全体の傾向と同様に年齢層に偏りが生じており、マンパワー不足に加えて経験や技術力継承といった点で課題があります。【図 26】



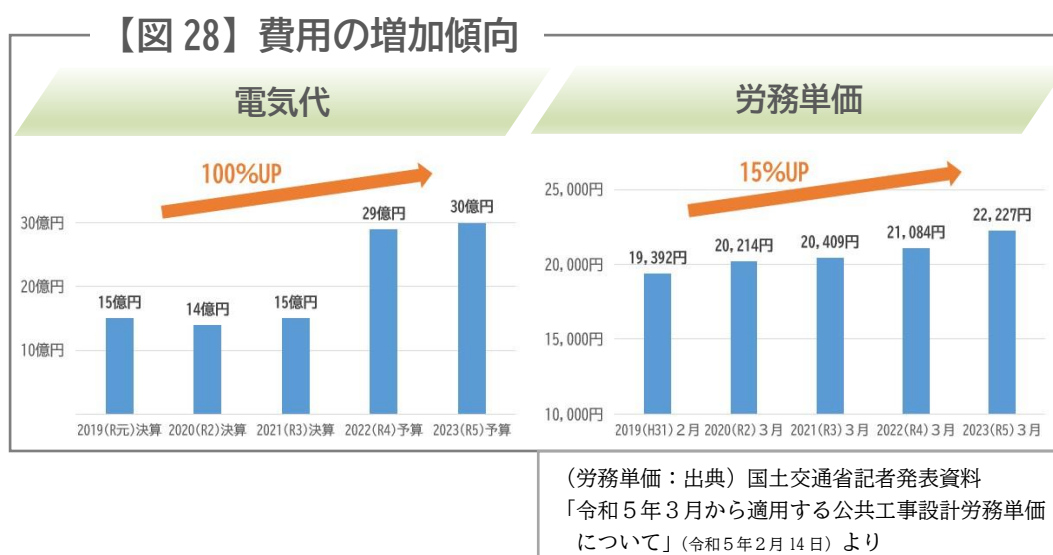
- ▶ 今後も引き続き人材の確保に努めるとともに、職員の技術継承を確実に進めるため、「どの時期までにどのような能力・経験を身につけておくべきか」を体系化した「企業庁職員研修体系」に則った人材育成を行い、企業庁職員としての意識の醸成や技術の向上等を図る必要があります。
- ▶ 技術職に関して人材確保が困難な状況が見込まれる中、持続的に施設整備を行う観点から更新需要を平準化するなど、効率的に整備を進めていく必要があります。

(8) 経営基盤の確立

- ▶ 県営水道では、2006（平成 18）年の料金改定以降、内部努力によって財源を捻出し、一般家庭における低廉な料金水準を維持してきましたが、2021（令和 3）年度の水道料金収入は約 30 年前の水準まで落ち込んでいます。【図 27】

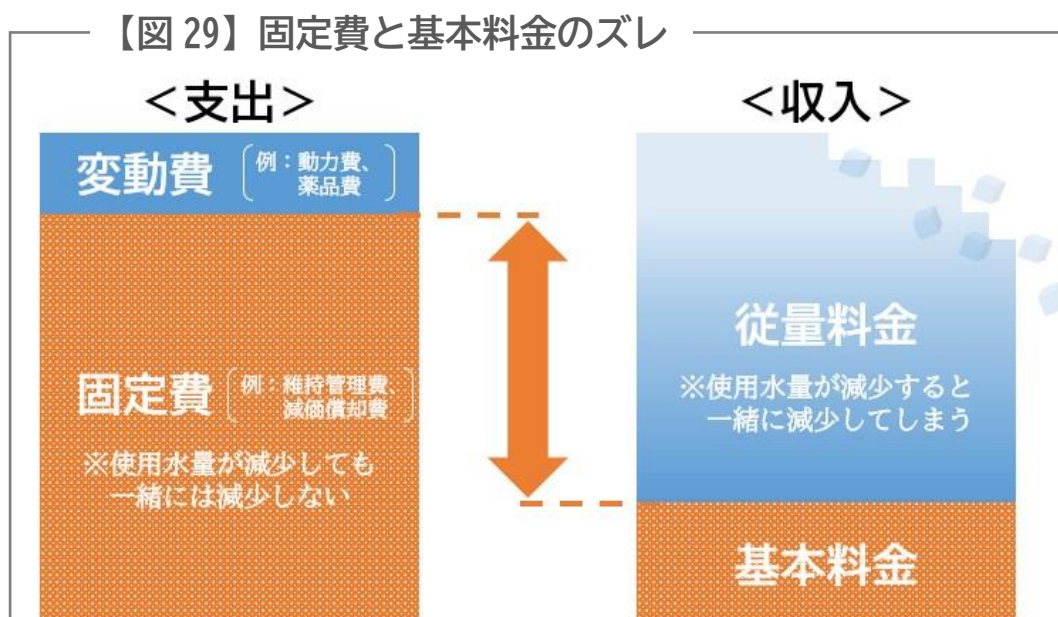


- ▶ 一方で、昨今の燃料価格高騰による電気代の増額や、労務単価の継続的な上昇による工事費の増額等、支出の単価自体が増加しています。【図 28】



- ▶ 水道事業は固定費が大部分を占める、いわゆる「装置産業」と言われており、使用水量が減少しても事業費用が減少しないという特徴を持つ一方、料金収入においては、使用水量の減少が直接減収につながります。

- ▶ 県営水道の水道料金は「基本料金」と「従量料金」で構成されていますが、使用水量が増えるほど従量料金の単価が高くなる「逡増制」を採用⁴しているため、逆に使用水量が減るほど、適用される単価自体は低くなり、使用水量の減少率以上に水道料金収入が減少して、経営面では大きな影響を受ける料金体系となっています。
- ▶ 使用水量の減少局面においては、固定的な支出（固定費）を固定的な収入（基本料金）で賄う割合を増やして、ズレを縮める必要があります。【図 29】

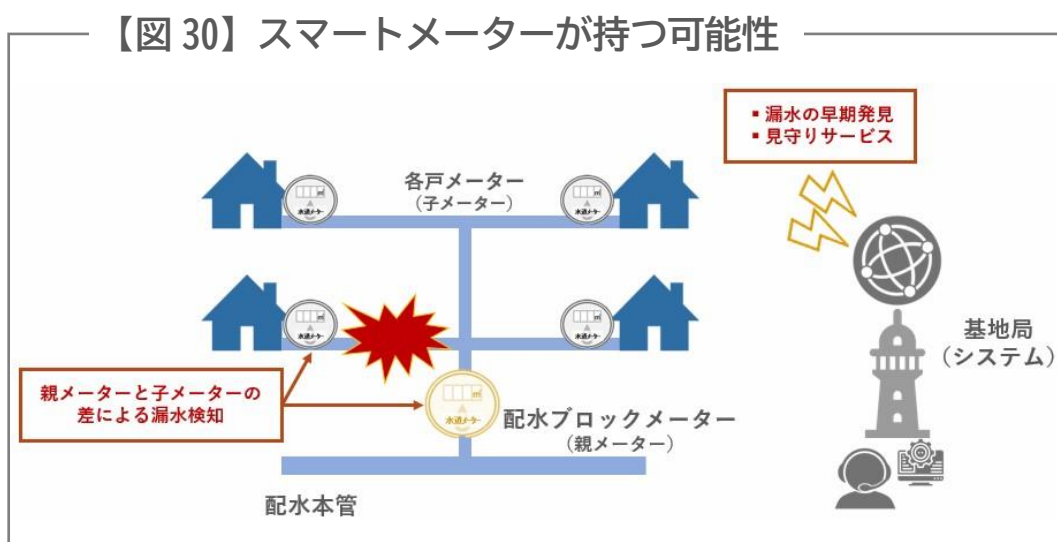


- ▶ 経営基盤は「ヒト・モノ・カネ」と表されることがあり、「カネ」にあたる水道料金収入を時代に適した体系に変えていくことが大事ですが、「ヒト」にあたる職員や組織体制、「モノ」にあたる施設・設備についても、時代に適した対応を図っていく必要があります。
- ▶ 「ヒト」に関して、人口減少社会において職員の確保が難しい中、県内広域に点在する水道施設の維持管理を適切に行っていくためには、より一層の効率化や技術継承が必要であると同時に、効率化等によって意図的に生み出したマンパワーを効果的・集中的に配置するなど、限られた人員で工夫して対応することが必要です。
- ▶ 「モノ」に関して、水道営業所庁舎等の維持管理については、計画的な修繕工事を行うノウハウや技術力の不足等により応急処置的な事後保全が中心となっていますが、長期的な機能維持及び維持管理コストの縮減を図るため、効果的・効率的

⁴ 県営水道においては、拡張期における水需要の急増に対して水使用を抑制しつつ、一般家庭の料金を低額に設定するという趣旨で導入している。

な予防保全を継続して行うための仕組みを検討し、長寿命化の取組を進めていく必要があります。

- ▶ これまで企業庁では各種システムの導入や「手続きのデジタル化」を進めてきましたが、個別の業務ごとに見ると、今なお、人の手による書類での仕事も多く残っているため、デジタル技術を活用して、仕事のやり方を見直す業務改革が必要です。
- ▶ 県営水道を含め複数の水道事業者で導入に向けた取組が行われている「スマートメーター」について、水道管を流れる水量がデータ化されることにより管路の維持管理への活用といった水道事業の高度化・効率化を図る役割が期待されていますが、データ通信の安定性や確実性の確保、高額な費用等、解決すべき課題があるため、引き続き研究・検証を進めていく必要があります。【図 30】



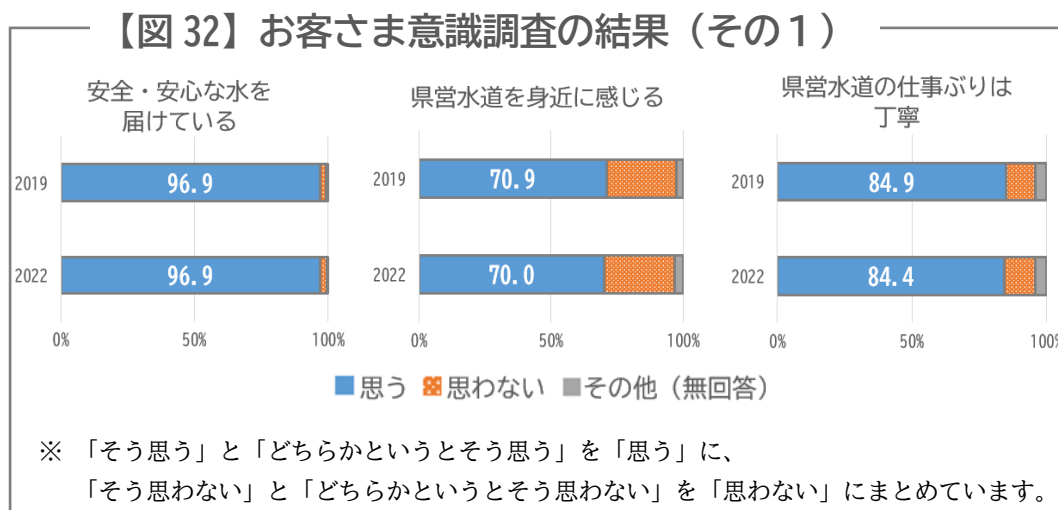
- ▶ 水はライフラインであることから、安定した供給が求められますが、水道料金収入の安定確保はもとより、工事や施設の維持管理におけるコスト縮減・省力化・効率化といった取組を行い、「経営基盤」をより強固に確立していくことが必要となります。

(9) お客様とのコミュニケーション

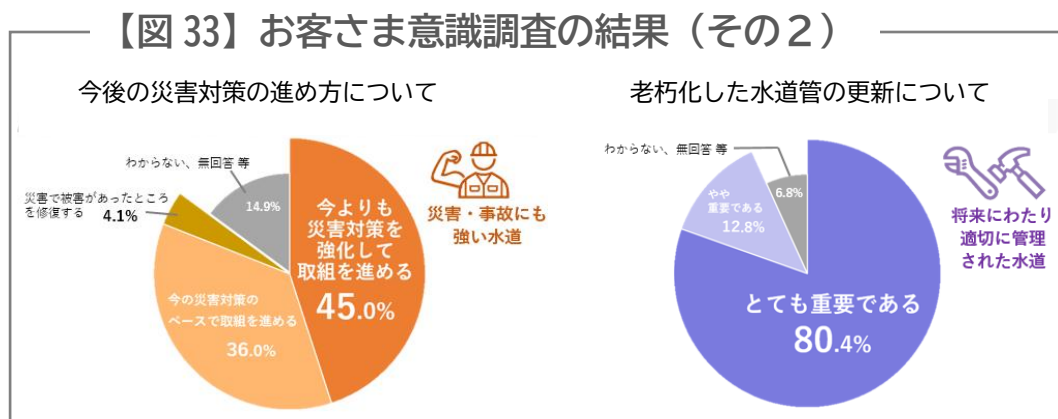
- ▶ 県営水道では、広報紙、パンフレット、県ホームページ、SNS といった様々な媒体を活用して水道水の安全性やおいしさを PR する（お客様へのコミュニケーション）ほか、各種イベントや意識調査、アンケートを通じてお客様からの声をお聞きしています（お客様からのコミュニケーション）。【図 31】



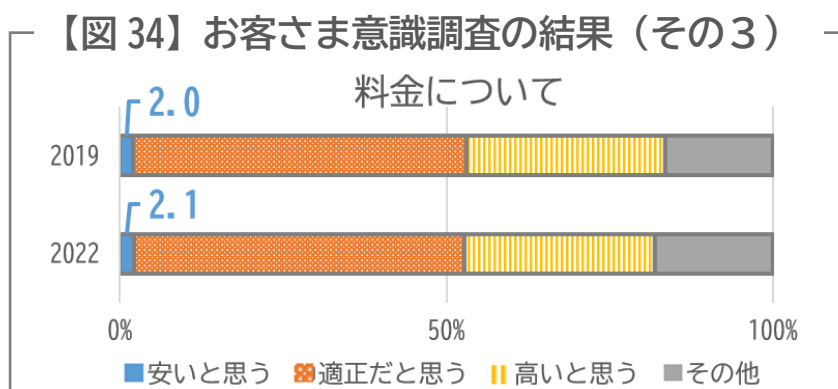
- ▶ 2022（令和 4）年度に実施した「神奈川県営水道についてのお客さま意識調査」において、県営水道のイメージとして「安全・安心な水を届けている」や「県営水道の仕事ぶりは丁寧」といった項目の回答割合が高く、一定の評価をいただいています。【図 32】



- ▶ 大規模地震の発生が懸念される中、県営水道では地震をはじめとする災害対策に取り組んできましたが、お客様からは「今よりも災害対策を強化して取組を進めてほしい」との声が多く、こうしたお客様からのコミュニケーションの結果を事業に反映させていくことが重要と考えています。【図 33】



- ▶ 水道料金については、特に家事用について、全国と比較して安い水準を維持してきましたが、「高いと思う」お客様の声もあり、県営水道の料金が全国平均を下回っている現状⁵や、水道料金の仕組み⁶等を分かりやすくお伝えできていないことが要因の1つと考えられます。【図 34】



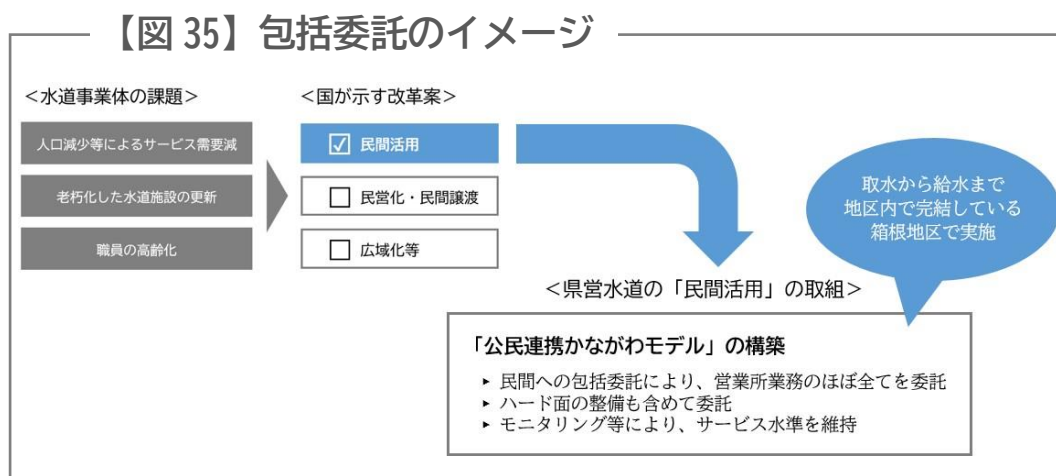
- ▶ 県営水道は「独立採算制」により事業を行っており、お客様からいただく水道料金収入が経営の原資となっているため、お客様には「顧客」として県営水道の水を安心して使っていただくと同時に、「オーナー」として県営水道をより深く知り、県営水道の経営を支えていただけるよう、広報・広聴活動を通じてコミュニケーションを図っていく必要があります。

⁵ 2022（令和4）年4月1日時点の口径20mm比較では、全国平均3,334円に対し、県営水道2,509円。

⁶ 水道料金は経費を抑えるために2か月ごとの支払いとしているうえ、市町が所管する下水道の使用料と合わせてお知らせしていることから、他の公共料金と比較して「1回の請求額」が大きく見える傾向にある。

(10) 地域社会等への貢献

- ▶ 県営水道は、行政が運営する公営企業であることや、水道法上、原則として市町が営むべき水道事業を、市町からの要望・要請を受け、複数市町を跨いで広域的に事業運営を行う大規模事業者であることに鑑み、これまで培ってきた技術や経営ノウハウを活かして地域社会や国際社会に貢献する取組を実施してきました。
- ▶ 地域社会に対しては、次世代を担う子どもたちが水道について理解を深められるよう、浄水場の施設見学や、職員が小学校に出向いて授業を行う「水道教室」の開催等により、学習の機会や場の提供に取り組んでいます。
- ▶ また、障がい者の就労機会の確保を図るとともに、障がい者の経済的自立の促進に寄与できるよう、計量法に基づいて取り替えた後の水道メーターの分解作業を、障害福祉サービス事業所に委託しています。
- ▶ さらに、技術継承や人材育成といった水道事業者が抱える事業運営上の課題を解決する方策の1つとなるよう、2014（平成 26）年度から箱根地区水道事業包括委託を実施し、「公民連携かながわモデル」⁷の構築に取り組んできました。【図 35】



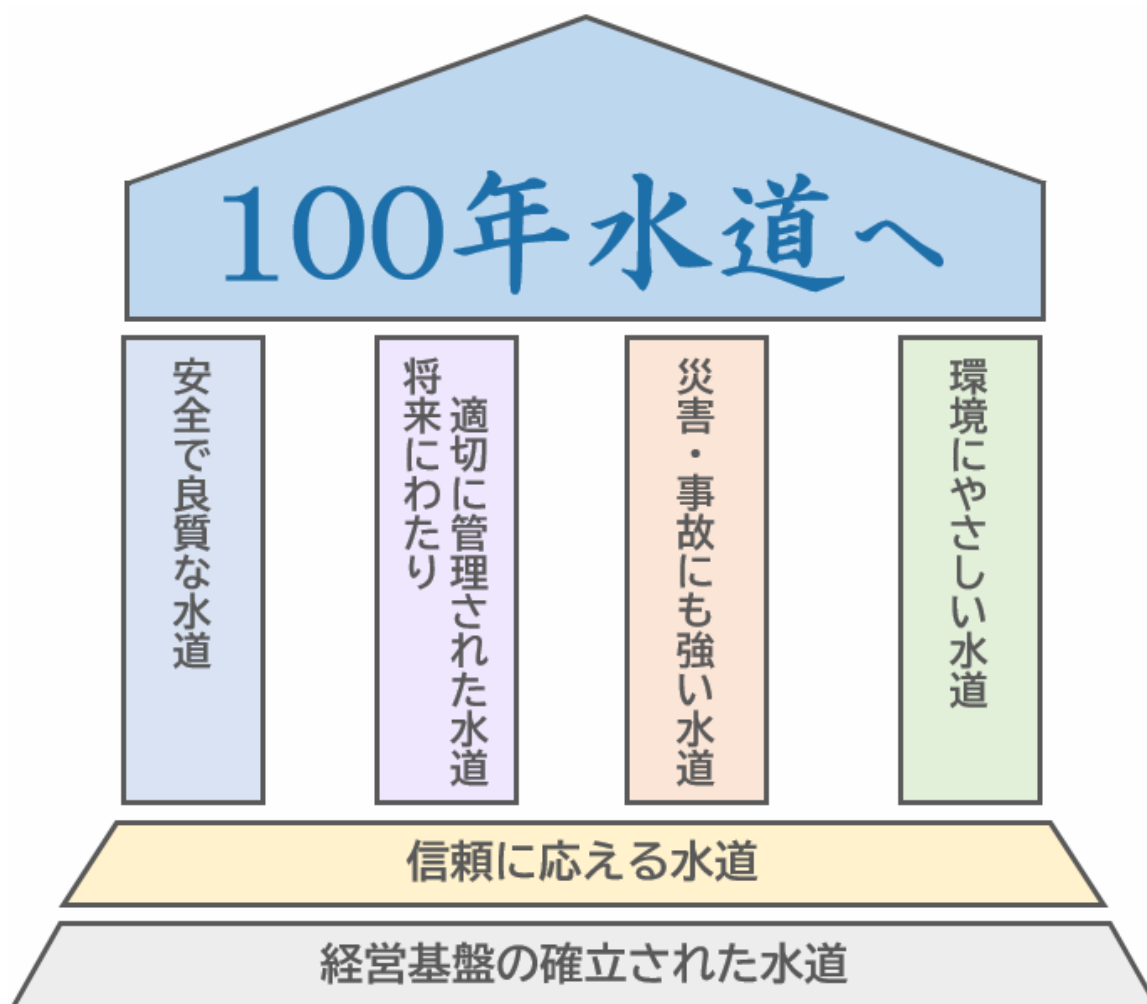
- ▶ 今後は、箱根地区における安定した事業運営を継続するとともに、中小水道事業者が包括委託に取り組みやすいよう、普及啓発等の活動を積極的に行っていく必要があります。
- ▶ 国際社会に対しては、県営水道では、ベトナム国のランソン省及びフンイエン省と水道分野における技術協力の覚書を締結しており、職員の相互派遣等により技術協力を進め、国際社会への貢献に寄与しています。

⁷ 民間活用の手法のひとつとして、一般委託と水道法上の第三者委託制度を組み合わせ、施設更新工事も含めた水道営業所業務のほぼ全てを委託化し、モニタリングによりサービス水準を維持しながら安定的かつ効率的に事業運営するもので、他の水道事業者が包括委託に取り組む際の参考となるように構築した汎用性のあるモデル。

第IV章 県営水道として目指す姿

1. 目指す姿をつくるにあたっての観点







このたび、県営水道では、「100年先も持続可能な水道事業」を「100年水道」と定義し、審議会から示された6つの観点で目指す姿をつくることとしました。6つの観点は、施設整備に関する4項目（「安全で良質な水道」、「将来にわたり適切に管理された水道」、「災害・事故にも強い水道」、「環境にやさしい水道」）と、事業経営に関する2項目（「経営基盤の確立された水道」、「信頼に答える水道」）です。



※ 施設整備に関する4項目を柱、事業経営に関する2項目を土台にして「100年水道」を支える建築物を模した図でありつつ、事業経営に関する2項目を出発台（起点）に、施設整備に関する4項目が伸びていくことで「100年水道」へ向かう矢印を模した図をイメージしています。

2. 目指す姿

県営水道では、100年水道に向けた最初の30年における到達点として、審議会から6つの観点とともに示された15の「目指す姿」を設定することとしました。

 安全で良質な水道	① 安全で良質な水道水が、どこでも常に供給されています ② 気候変動等による水質変化に対して、的確な対応が実施できています
 将来にわたり適切に管理された水道	③ 水需要に合わせて施設規模が適正化され、効率的に利用されています ④ 施設が適切に維持管理され、計画的に更新されています ⑤ 多様な関係者との連携により、県営水道が単独で実施するよりも効果的な施設整備が行われています
 災害・事故にも強い水道	⑥ ストレスを感じることがなく生活が送れるよう、安定給水が継続されています ⑦ 大規模地震発生時においても、基幹施設の被害を最小限に抑える対策がなされています ⑧ 激甚化する様々な災害・事故に対し、被災した場合にも迅速に対応できる対策がなされています
 環境にやさしい水道	⑨ 持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮された施設が構築されています
 経営基盤の確立された水道	⑩ ICTをはじめとする技術を活用し、事業の効率化が図られています ⑪ 水道料金のあり方について定期的な検証を行うなど、財政の健全化が図られています ⑫ 事業環境に合わせた組織づくり・体制づくりが行われています
 信頼に応える水道	⑬ 県営水道への理解を深めていただけるよう、積極的な情報発信と適切な情報提供がされています ⑭ 様々なニーズの把握に努め、その結果が事業運営に反映されています ⑮ 今まで培ってきたノウハウを活かし、地域社会や国際社会に貢献しています

これら15の「目指す姿」は、大きく6つの観点に分けられますが、まったく別のものでなく、相互に関連し合いながら**100年水道**をつくるものと考えています。「目指す姿」の実現に向けた取組の方向性については、「施設整備に関する取組」と「事業経営に関する取組」に分けてお示しします。

なお、長期構想の推進過程を具体化・具現化させていく個別事業については、中期的な事業実施計画である「経営計画」にてお示しします。

3. 施設整備に関する取組の方向性



(1) 安全で良質な水道



- ① 安全で良質な水道水が、どこでも常に供給されています
- ② 気候変動等による水質変化に対して、的確な対応が実施できています

◇ 取組の方向性

- ▶ 水源から浄水場の各工程を経て蛇口に至るまで、きめ細やかな水質管理を徹底し、高い水質検査技術を維持することで、水道水への信頼性と安全性を確保し続けます。
- ▶ 様々なリスクに備えて水質管理体制を維持し、気候変動による豪雨や藻類の大量発生等の原水水質の悪化にも適切に対応します。

水道水質センターでの水質検査





(2) 将来にわたり適切に管理された水道

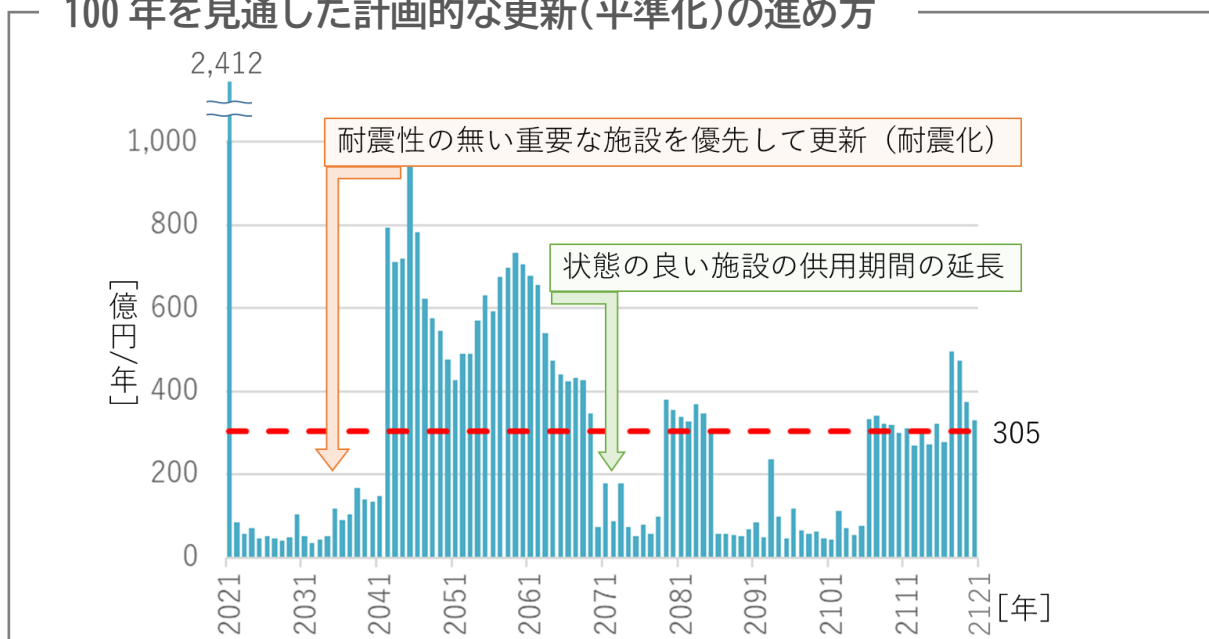


- ③ 水需要に合わせて施設規模が適正化され、効率的に利用されています
- ④ 施設が適切に維持管理され、計画的に更新されています
- ⑤ 多様な関係者との連携により、県営水道が単独で実施するよりも効果的な施設整備が行われています

◇ 取組の方向性

- ▶ 水需要の減少に対応し、適正な施設規模となるよう、水道施設のダウンサイジングや配水池等の統廃合を進めます。
- ▶ 浄水場等の大規模施設を適切な時期に更新するとともに、状態の良い施設の長寿命化や、重要度・優先度を踏まえた更新需要の平準化を図りながら計画的な更新を行います。
- ▶ 5事業者（神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市・企業団）間の広域連携や、他ライフライン事業者との工事の共同施工等、事業の効率化を図ります。

100年を見通した計画的な更新(平準化)の進め方



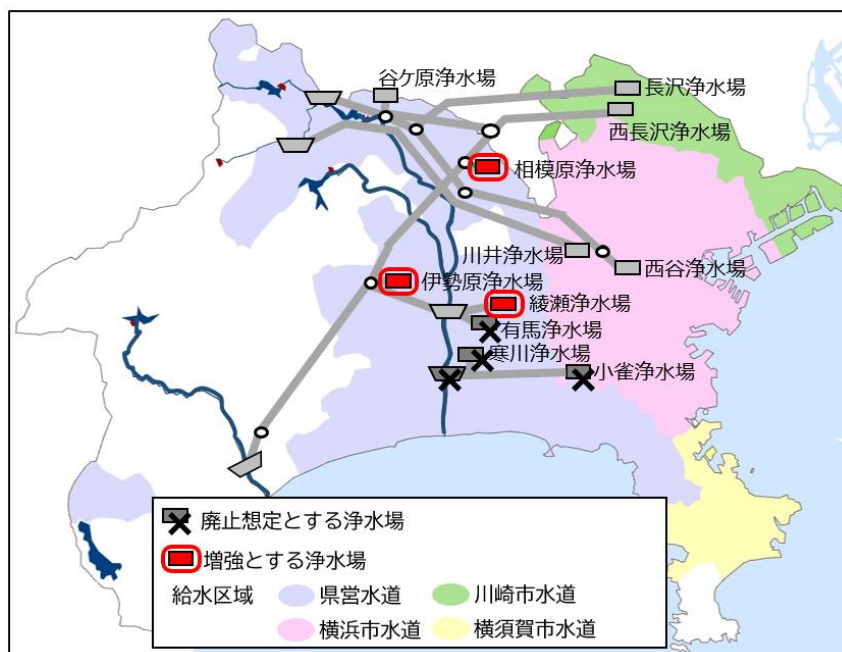
< 5事業者が目指す水道システム再構築 >

5事業者は、水需要の減少、施設の老朽化や水質事故等への対応強化など、共通する課題の解決に向けて、将来を見据えた「水道システムの再構築」の検討を進めています。

水道システム再構築に係る方向性と目標

取組の方向性	目標	見込まれる効果
水道施設の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在の11浄水場を8浄水場へ再編 (ダウンサイジング) → 企業団の3浄水場を増強 → 8浄水場体制時に必要な送水管路等を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 更新費用の削減 ▶ 維持管理費の削減
上流取水の優先的利用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上流の未利用水利権の活用 ◆ 下流の水利権の上流での活用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水質事故リスクの低減 ▶ CO₂排出量の削減
取水・浄水の一体的運用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 取水・浄水・送水の一体的管理の仕組みを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害・事故時等においても弾力的な水運用の実現

老朽化に伴う施設の更新時期等を踏まえ、水道事業者の3浄水場を廃止対象と想定し、相模川と酒匂川の2水系から取水可能な企業団の浄水場を増強することとして、取組の実現を目指しています。



廃止想定とする浄水場と増強対象の企業団浄水場



(3) 災害・事故にも強い水道

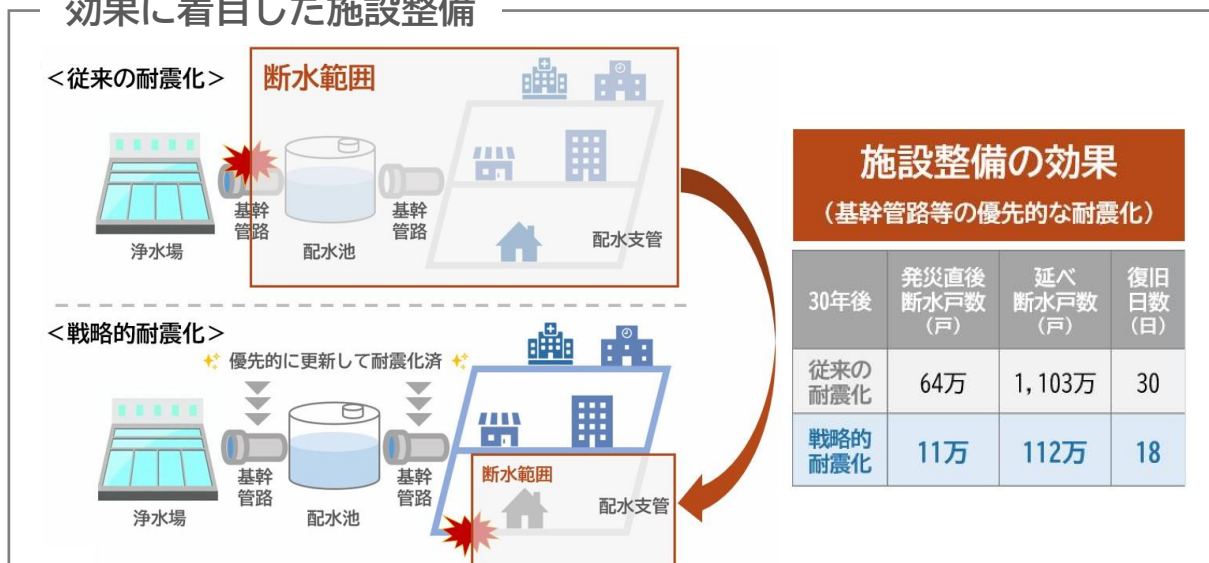


- ⑥ ストレスを感じることがなく生活が送れるよう、安定給水が継続されています
- ⑦ 大規模地震発生時においても、基幹施設の被害を最小限に抑える対策がなされています
- ⑧ 激甚化する様々な災害・事故に対し、被災した場合にも迅速に対応できる対策がなされています

◇ 取組の方向性

- ▶ 良質で豊富な水量を確保し、断水のない生活が送れるよう施設等の適切な維持管理に取り組めます。
- ▶ 震災時の被害を少なくするために、被災した場合に影響の大きい施設を優先的に耐震化することで、復旧が早期に図れるよう、戦略的に耐震化に取り組めます。
- ▶ 大雨や台風をはじめとする自然災害や、付随して発生する停電への対策を講じるとともに、被災した場合も迅速に復旧できるよう、給水区域内の市町や近隣水道事業者等、関係機関との連携を高めます。

効果に着目した施設整備





(4) 環境にやさしい水道

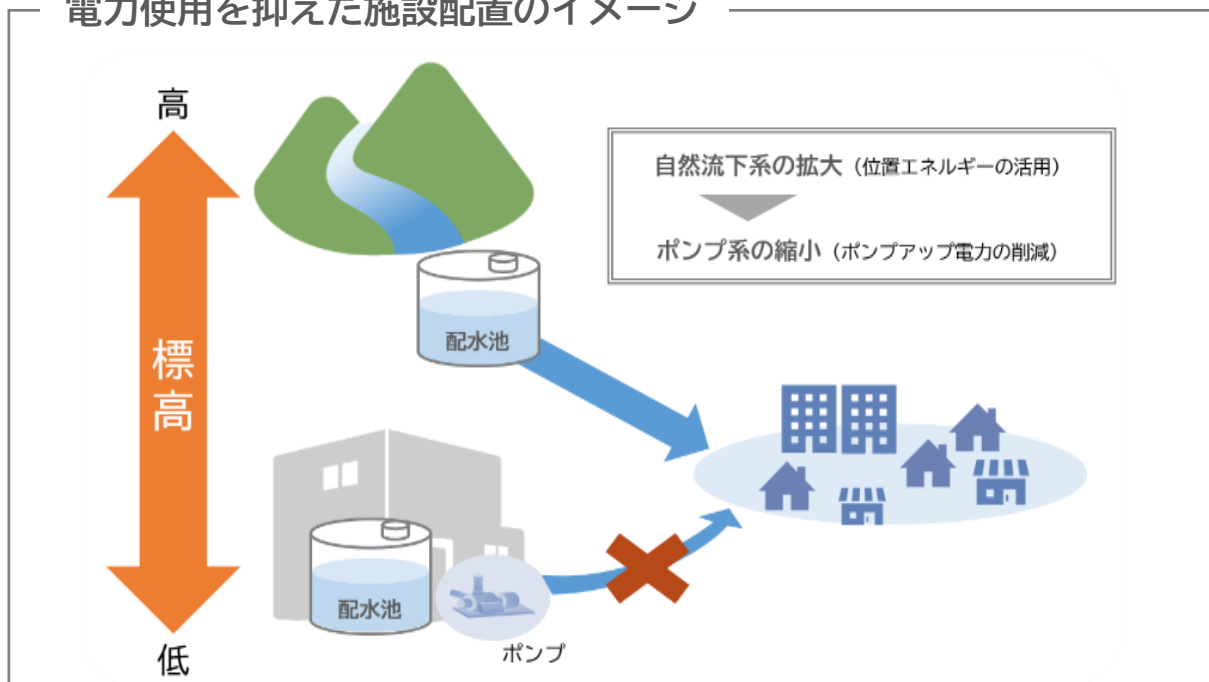


⑨ 持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮された施設が構築されています

◇ 取組の方向性

- ▶ 脱炭素社会づくりに寄与するため、電力使用を最小限に抑えた施設配置とし、水道施設のエネルギー消費量の低減を図るなど、CO₂ 排出量の削減に努めます。
- ▶ 環境負荷をより少なくし、公営企業として持続可能な社会の実現・維持に寄与するため、廃棄物排出量の抑制・削減等に継続的に取り組みます。

電力使用を抑えた施設配置のイメージ



4. 事業経営に関する取組の方向性



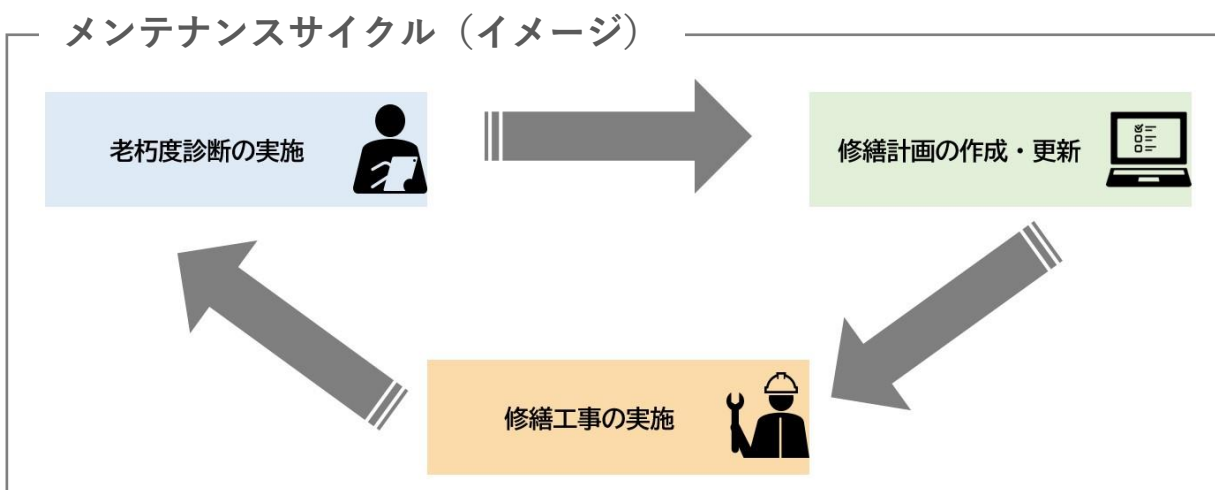
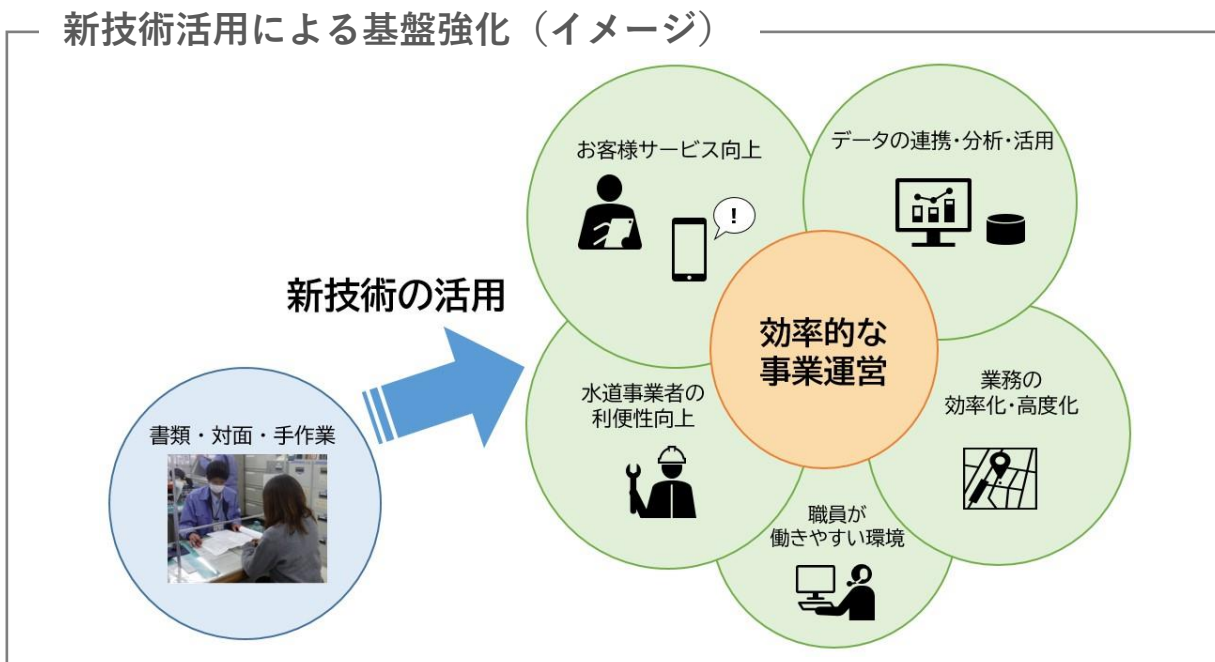
(1) 経営基盤の 確立された水道



- ⑩ ICTをはじめとする技術を活用し、事業の効率化が図られています
- ⑪ 水道料金のあり方について定期的な検証を行うなど、財政の健全化が図られています
- ⑫ 事業環境に合わせた組織づくり・体制づくりが行われています

◇ 取組の方向性

- ▶ お客様や事業に関わる皆様のための「利便性向上のDX」と、水を持続的に供給するための「施設管理のDX」の両面から、デジタル技術の導入手法等の検討に取り組みます。
- ▶ 利用者間及び世代間における負担の公平性を保ちつつ、安定的な経営を維持するために、水道料金の体系や水準がどうあるべきか定期的に検証します。
- ▶ 関係市町との連携強化や組織内における役割分担の再構築等、業務プロセスや組織体制のあり方について抜本的な見直しを進め、効率化に努めていきます。
- ▶ 庁舎等の長期的な機能維持及び維持管理コストの縮減を図るため、継続的な予防保全措置が可能となる効果的・効率的なメンテナンスサイクルを構築し、庁舎等の長寿命化に取り組みます。





(2) 信頼に応える水道



- ⑬ 県営水道への理解を深めていただけるよう、積極的な情報発信と適切な情報提供がされています
- ⑭ 様々なニーズの把握に努め、その結果が事業運営に反映されています
- ⑮ 今まで培ってきたノウハウを活かし、地域社会や国際社会に貢献しています

◇ 取組の方向性

- ▶ 様々な広報媒体を活用して県営水道の取組等をPRする「情報発信」と、お客様が必要とする各種手続きや断水情報等を必要なときにお知らせする「情報提供」を行います。
- ▶ お客様への意識調査や交流会のほか、県営水道に寄せられる御意見やお問い合わせ等を通じてニーズを把握し、利便性向上に向けた取組を行います。
- ▶ 水道施設の公開・見学等、水資源や環境の大切さといった学習の契機・機会を提供して地域に貢献するほか、海外への技術協力等の国際社会に寄与する取組を行います。

お客様との交流（ニーズ把握）

交流会（意見交換会、給水体験）



親子講座（施設見学、実験）



第V章 長期構想の推進

1. 事業の進行管理

長期構想の期間中、描いた方向性に沿った事業運営が行われているかどうかを定期的に検証し、必要に応じて軌道修正を図るため、中期的な事業実施計画として「経営計画」を策定し、より詳細にお示しすることとしています。

経営計画の期間は5年程度を基本とし、計画改定のタイミングで事業環境等の変化を確認することとしますが、その際、外的要因等により長期構想で描いた方向性に沿った事業運営が現実的に困難な場合等は、必要に応じて長期構想自体に検討を加え、内容を見直すことにより事業全体としての進行管理を行います。



経営計画においては、個別の各事業・施策について計画期間における到達点を設定しますが、年度ごとに予算を編成し、事業を着実に実施します。

そして、毎年度、進捗状況を確認し、結果をホームページ等に掲載するほか、審議会への報告を行います。審議会においていただいた意見については、定期的の実施する意識調査やアンケート調査等の結果と合わせて、次年度以降の事業運営に活かしていきます。

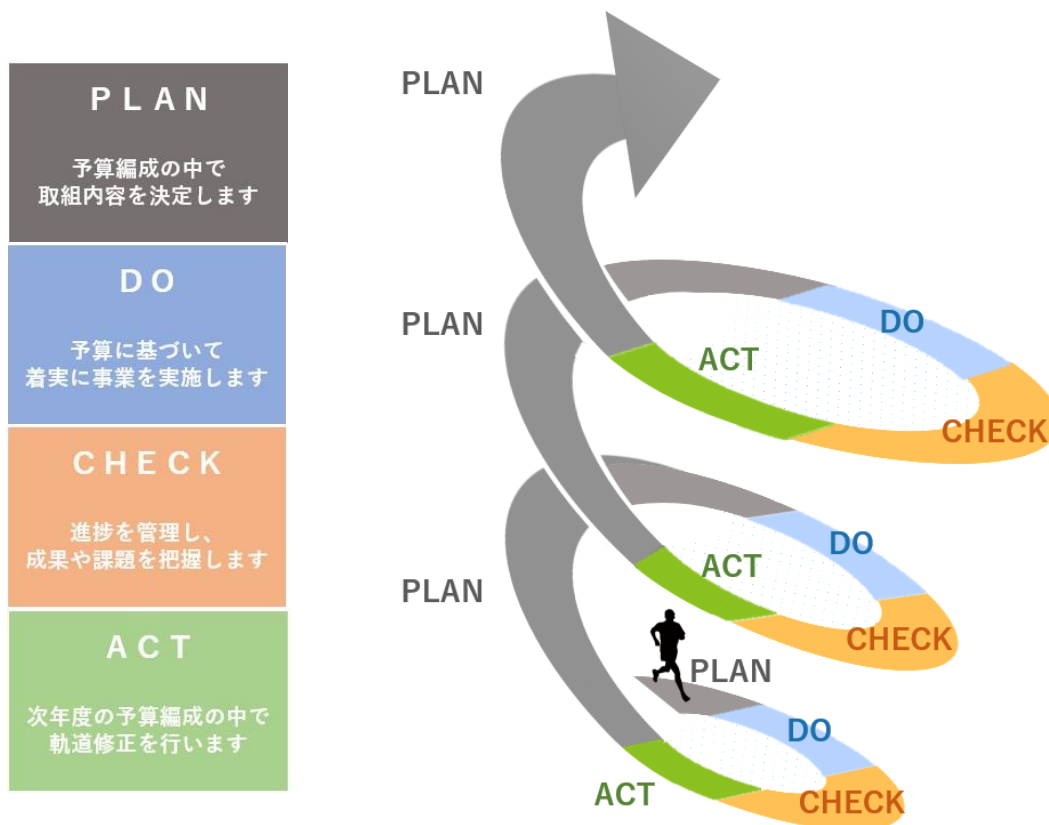


答申受領の様子 →
(2023 (令和5年) 11月)

← 審議会における審議の様子
(2023 (令和5) 年 11月)



事業運営、事業実施におけるこうした一連の流れはPDC Aサイクルの手法を用いますが、過去と同じレベル、同じ内容のサイクルを繰り返すのではなく、サイクルを重ねることで事業全体が少しずつブラッシュアップされ、精度や事業効果を高めていけるように取り組んでいきます。



第VI章 用語集

1. 用語集

アセットマネジメント

水道における「アセットマネジメント（資産管理）」とは、水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、水道施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指す

一次配水池

浄水場から最初に送水される配水池で、各地域に配水する拠点の配水池

基幹管路

県営水道では、「送水管」及び「配水本管（口径 450mm 以上の配水管）」を指す

（参考）導水管・送水管・配水管

—送水管

浄水場で作られた水道水を配水池まで送る管

—配水管

配水池から家庭や事業所等に水道水を配る管



基本水量

基本料金に付与される一定水量のことで、この水量の範囲内では使用水量の多寡に関係なく、料金は定額となる

給水装置

配水管から家庭等に引き込む水道管（給水管）や蛇口、湯沸器その他の給水用具

減価償却費

固定資産の取得にかかった費用について、耐用年数に応じて配分し、各年度の費用に計上する際に使用する経理上の科目（取得時に現金支出を伴うが、各年度の費用計上においては実際の現金支出を伴わない）

建設改良事業費

固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費

口径別料金体系

基本料金及び従量料金の両部分について各需要者の給水管や水道メーターの大小、もしくは使用水量の多寡に応じて料金格差を設ける料金体系（この料金体系は、水道メーター等の需要家費や使用量が、概ね水道メーター口径の大小に対応していることから、需要種別に応じた費用負担の公平と料金体系の明確性が確保できるとされている）

固定費

使用水量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用
（例：施設維持管理費、減価償却費、支払利息）

災害用指定配水池

給水区域内の市や町が行う応急給水の給水拠点となる配水池

資本的収支

地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第4条に定められていることから「4条収支（予算）」と言われるもので、経営活動の効果が必ずしも単年度に限らない支出や収入を計上する

建設改良費（支出）や企業債（収入）、企業債償還金（支出）等、必ず現金の収支を伴う

収益的収支

地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第3条に定められていることから「3条収

支（予算）」と言われるもので、当該年度の経営活動に伴って発生する収益と、それに対応する費用を計上する

水道料金（収入）のほか、減価償却費（支出）等、必ずしも現金の収支を伴わない

従量料金

使用水量に応じて（1 m³あたりいくらかとして）徴収される料金

受水

水道用水供給事業から浄水を受けること

県営水道では、企業団（神奈川県内広域水道企業団）から、浄水を購入している

需要家費

使用水量とは関係なく、水道使用者が存在することによって発生する費用

（例：料金収納（検針）に係る費用、水道メーターの維持管理に係る費用）

水道普及率

給水人口と行政区域内人口の割合

総括原価方式

水道料金の算定にあたり、既存施設の維持管理に必要な費用と施設の更新費用を全て加味して適正な価格を算出するための手法

大正型関東地震

1923年の大正関東地震の再来型で、相模トラフ沿いを震源域として地震の規模がモーメントマグニチュード8.2、平均発生間隔が200～400年と想定される地震

長期前受金

固定資産の取得の際に受けた国庫補助金等の全額を当該年度の収入とせず、耐用年数に応じて配分し、各年度に相当する金額を収入に計上する際に使用する経理上の科目

―戻入（れいにゅう）

当該年度に相当する金額を収入に計上すること

逓増型料金体系

使用水量の増加に伴い従量料金単価が高額となる料金（逓増料金）体系

―逓増制

使用水量が増えるほど、水道使用量 1 m³当たりの料金単価が高くなる逓増制

―逓増度

水道料金における最高単価と最低単価との比率

内部留保資金

地方公営企業の補てん財源として使用しうる、企業内部に留保された資金

減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金

二部料金制

使用水量の有無とは無関係な一定額の定額料金（基本料金）と、使用水量に応じた従量料金との二つの部分から構成される料金制

ブロック料金制

使用量がいくつかのブロックに分けられ、ブロックごとに単価が異なっているような料金制

変動費

使用水量の増減に比例して必要となる費用

（例：動力費、薬品費）

無効水量

漏水等、有効に使用されなかった水量

無収水量

事業用等、使用上有効だが、料金化されない水量

有効水量

料金化された水量等、使用上有効な水量

有収水量

浄水場から送り出された水道水のうち、家庭や事業所等で使用され料金収入の対象となる水量

用途別料金体系

水道料金に、その使用用途を基準として料金に格差を設定する料金体系

老朽管

1971年以前に布設した強度的に課題のある水道管
鋳鉄管(CIP)及び昭和46年以前に布設された鋼管(SP)を指し、通常時は「昭和46年以前に布設された鋳鉄管及び鋼管」と表現している

— 鋳鉄管

鉄、炭素（含有量2%以上）、ケイ素からなる鉄合金（鋳鉄）で作られた管
腐食や電食に強いという特性を持つ

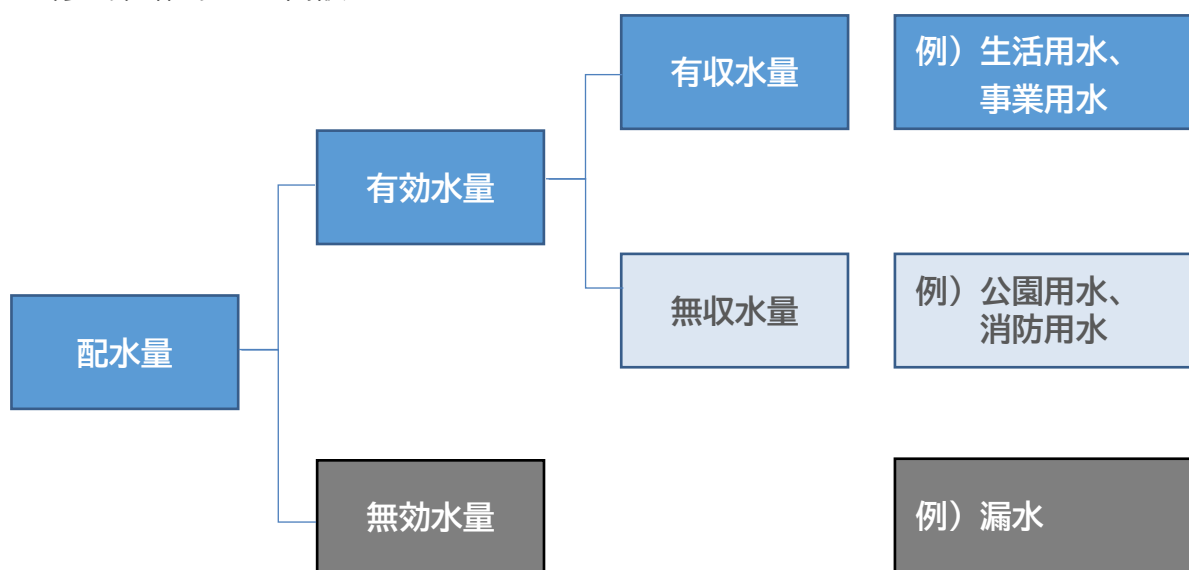
— ダクタイル鋳鉄管

鋳鉄に含まれる黒鉛を球状化させたもので、鋳鉄に比べ、強度や靱性に富んでおり、施工性が良好であるため、水道管として広く用いられている

一（防食有り）

水道管にポリエチレン製のチューブ（「ポリスリーブ」）を被覆して腐食を防止している状態のこと

（参考）配水量の内訳



資料編

策定経過

長期構想の策定に至るまでの経過です。

◆ 審議会（水道料金部会を含む）		
2022年 3月 1日	「神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例」施行	
3月 24日	第1回審議会、諮問	〔主な議題：県営水道の現状〕
5月 20日	第1回水道料金部会	〔主な議題：県営水道の現状〕
6月 8日	第2回審議会	〔主な議題：施設整備のあり方〕
7月 27日	第2回水道料金部会	〔主な議題：料金算定期間、固定費の配賦割合〕
8月 16日	第3回審議会	〔主な議題：施設整備の水準〕
9月 21日	第3回水道料金部会	〔主な議題：水道利用加入金、基本水量〕
10月 17日	第4回水道料金部会	〔主な議題：基本水量、増増度、報告案〕
11月 22日	第4回審議会	〔主な議題：部会の検討状況〕
2023年 2月 8日	第5回審議会	〔主な議題：中間とりまとめ案〕
3月 8日	第5回水道料金部会	〔主な議題：料金体系見直しの方向性、企業債〕
3月 28日	中間まとめ	
4月 14日	第6回審議会	〔主な議題：料金体系見直しの方向性〕
5月 10日	第6回水道料金部会	〔主な議題：財源構成、料金水準〕
5月 31日	第7回審議会	〔主な議題：財源対策〕
7月 10日	第7回水道料金部会	〔主な議題：料金シミュレーション、答申素案〕
8月 18日	第8回審議会	〔主な議題：財政収支見直し、料金体系見直し〕
10月 4日	第9回審議会	〔主な議題：答申案〕
11月 8日	第10回審議会、答申受領	〔主な議題：答申提出〕
◆ パブリックコメント		
2023年 10月 10日～11月 9日	意見募集期間	
12月 28日	結果公表	
◆ 県議会		
令和5年第1回定例会	建設・企業常任委員会	骨子案報告
第2回定例会	建設・企業常任委員会	中間まとめ報告
第3回定例会	建設・企業常任委員会	素案報告
		案報告
		パブリックコメント実施結果報告

▶ 審議会の概要

設置根拠

令和3年12月24日神奈川県条例第85号
「神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例」

諮問内容

神奈川県営水道事業における施設整備及び水道料金のあり方について

委員一覧

氏名 (50音順、敬称略)	所属団体の 名称等	氏名 (50音順、敬称略)	所属団体の 名称等
荒川 美作保 ^(※)	生活協同組合 パルシステム神奈川 理事	士野 顕一郎	株式会社浜銀総合研究所 執行役員
今井 朋男	東京ガスネットワーク 株式会社 常務取締役	関澤 充	公募委員
宇野 二郎	北海道大学大学院 公共政策学連携研究部 教授	高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー
太田 正 ^{副会長}	作新学院大学 名誉教授	新實 正美	公募委員
木村 郁子 ^(※)	さがみはら消費者の会	沼尾 波子	東洋大学国際学部 教授
熊谷 和哉	内閣府科学技術・ イノベーション推進事務局 統合戦略参事官	南 真美	公募委員
小泉 明 ^{会長}	東京都立大学都市環境学部 特任教授	累計 13名	※ 2023(R5).6 所属団体の任期満了に伴い、 荒川委員が退任、木村委員が就任

▶ 水道料金部会の概要

委員一覧

氏名 (50音順、敬称略)	所属団体の名称等
宇野 二郎	北海道大学大学院公共政策学連携研究部 教授
太田 正 ^{部会長}	作新学院大学 名誉教授
高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人シニアマネージャー
沼尾 波子	東洋大学国際学部 教授

▶ パブリックコメントの概要

意見募集期間

2023（令和5）年10月10日（火）～11月9日（木）

提出意見

総件数 37件（うち長期構想に関する意見 33件）

区 分	件数
ア 「長期構想策定の目的と位置付け」に関する意見	0件
イ 「水道事業を取り巻く事業環境」に関する意見	0件
ウ 「県営水道の現状と課題」に関する意見	8件
エ 「県営水道として目指す姿」に関する意見	17件
オ 「長期構想の推進」に関する意見	2件
カ 「用語集」に関する意見	0件
キ その他の意見	6件

県の考え方

区 分	件数
ア 構想案に反映する、または既に反映している	10件
イ 今後の参考とする	8件
ウ 構想の性質等に照らして反映できない	0件
エ その他（質問・感想等）	15件

▶ 浄水施設

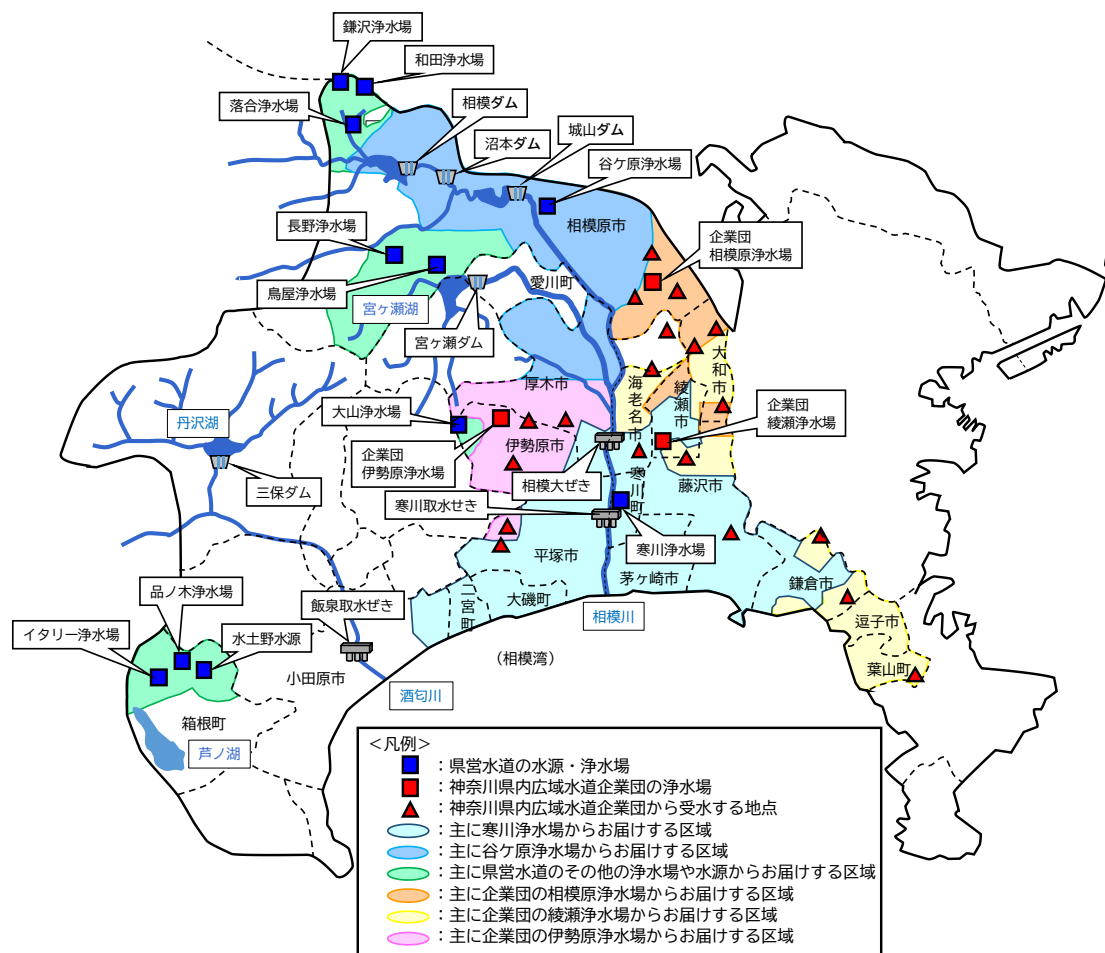
(単位：m³/日)

名称	所在地	浄水方法	最大供給量		完成年月
寒川 浄水場	高座郡 寒川町 宮山	急速ろ過	315,200	第2・3浄水場 315,200	1974(昭和49)年3月
谷ヶ原 浄水場	相模原市 緑区 谷ヶ原	急速ろ過	178,000	146,800	1963(昭和38)年12月
		緩速ろ過		31,200	1942(昭和17)年2月
その他	相模原市 緑区	急速ろ過	29,460	鳥屋 5,400	
	相模原市 緑区	膜ろ過		鎌沢、落合、和田 2,560	
				長野 500	
				大山 1,000	
	伊勢原市			イタリー、品ノ木 7,200	
箱根町		水土野 12,800			
計			522,660		
企業団受水量			987,900	相模原浄水場 248,900	1974(昭和49)年4月 受水開始
				伊勢原浄水場 186,000	
				綾瀬浄水場 234,500	1998(平成10)年7月 受水開始
				寒川第3浄水場 318,500	2001(平成13)年4月 受水開始
合計			1,510,560		

※ 最大供給量とは、水利権等を考慮した送水可能な水量のことをいいます。

▶ 送配水施設

名称	数量	備考
配水池	110 か所	総有効貯水量 726,502 m ³
加圧ポンプ所	36 か所	
揚水ポンプ所	58 か所	
送配水管	9,462km	送水管延長 211km 配水管延長 9,251km


















配水系統








県営水道の略史




県営水道におけるこれまでの事業略史です。

西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事
1933	(昭和) S 8	<p>湘南水道の発足</p> <p>◇ 井戸水の枯渇や保健衛生上の課題があった ⇒ 1つの町村のみでは、水道布設が困難 ⇒ 市町村は地域一円にわたる県営水道の実現を強く要望</p> <p>≪給水区域≫ 1市9町（平塚市、藤沢町、茅ヶ崎町、鎌倉町、腰越町、逗子町、葉山町、大磯町、浦賀町、片瀬町）</p>	4,015人	1933 (S 8) ▶ 国際連盟 脱退
<p>神奈川県営水道布設区域図（1936年）</p>				
1936	S 11	<p>1936 (S 11) 寒川第1浄水場 完成</p>	37,790人	1939 (S 14) ▶ 厚生省 設置
1940	S 15	<p>相模原水道の創設</p> <p>◇ 陸軍士官学校の移転を契機に次々と重要軍事施設が開設 ⇒ 保健衛生や消防等の観点から、水確保の問題が浮上 ⇒ 軍からも水道布設へ強い関心（交付金や資材の援助）</p> <p>≪給水区域≫ 1町4村（川尻村、相原村、大沢村、大野村、上溝町）</p>	<p>創設当時の水道建設事務所</p> <p>工事中の谷ヶ原浄水場</p>	

西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事
1942	S 17	<p>1942 (S17) 谷ヶ原浄水場 給水開始</p> <p>湘南水道第1次拡張事業</p> <p>◇ 戦時という特殊事情を背景に人口が計画人口の約1.5倍に増加 ⇒ 海軍への給水（海軍諸施設への給水等）が必要</p> <p>≪事業計画概要≫ 給水区域：中郡大磯町、大野村、平塚市、高座郡茅ヶ崎町、藤沢市、鎌倉郡片瀬町、大船町、鎌倉市、三浦郡逗子町、葉山町、浦賀町〔分水〕横須賀市 主な施設整備：取水施設整備、増圧ポンプ新設（鎌倉加圧ポンプ所）、送水ポンプ新設（横須賀ポンプ所）</p>	<p>導水管布設工事</p> 	<p>1943 (S18)</p> <p>▶ 沼本ダム 完成</p> 
1945	S 20			<p>1945 (S20)</p> <p>▶ 終戦</p>
1946	S 21	<p>湘南水道第2次拡張事業</p> <p>◇ 連合国軍の進駐・復員、戦災者の大量転入等で著しい人口増加 ◇ 戦災復興による都市の発達による給水人口の増加</p> <p>≪事業計画概要≫ 主な施設整備：沈殿池増設・取水ポンプ増設（寒川浄水場）</p>	<p>沈殿池建設工事</p> 	<p>1946 (S21)</p> <p>▶ 日本国憲法 発布</p> 
1947	S 22			<p>1947 (S22)</p> <p>▶ 地方自治法 施行</p> <p>▶ 相模ダム 完成</p> 
1949	S 24	<p>湘南水道第3次拡張事業</p> <p>◇ 予想を超える水需要の増加 ⇒ 根本的な対策として浄水能力増設が必要</p> <p>≪事業計画概要≫ 給水区域：中郡大磯町、大野村、平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、三浦郡葉山町、横須賀市（旧逗子町・旧浦賀町）〔分水〕横須賀市、横浜市戸塚区 主な施設整備：急速ろ過槽建設・ろ過槽専用沈殿池建設（寒川浄水場）</p>	<p>急速ろ過設備建設工事</p> 	<p>相模川河水統制事業^{※1}として建設 ↓ 現在は相模川総合開発共同事業^{※2}において管理</p>
1950	S 25		132,908人	<p>※1 わが国最初の河水統制事業の1つとして、神奈川県が行った広域的な水源開発事業</p> <p>※2 神奈川県が、横浜市、川崎市及び横須賀市との共同事業として建設したダム施設等の管理業務を、県企業庁が共同事業者から受託して実施する事業</p>
1951	S 26	<p>給水区域：6市5町1村 （平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、横須賀市（浦賀）、横浜市（戸塚区笠間町）、葉山町、大磯町、大野村、逗子町、相模原町、川尻村）</p>		
1952	S 27	<p>企業庁発足</p> <p>鎌倉水道事務所</p> <p>相模原水道事務所</p>  	<p>151,199人</p> <p>[451km]</p>	<p>1952 (S27)</p> <p>▶ 地方公営企業法 施行</p>
1953	S 28	<p>第4次拡張事業</p> <p>◇ 各地で駐留軍基地の建設・新住宅地としての発展等による水需要の激増</p> <p>≪事業計画概要≫ 給水区域：三浦郡葉山町、逗子市、横須賀市浦賀、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、中郡大野町、大磯町、横浜市戸塚区笠間、中郡国府町、二宮町、足柄下郡下中村、羽羽村、小田原市（旧国府津町、酒匂町）、高座郡相模原町、綾瀬町、渋谷町、大和町、海老名町、寒川町、津久井郡川尻村、愛甲郡厚木町、南毛利村、中郡成瀬町、伊勢原町、〔計画変更で追加〕足柄下郡仙石原村・宮城野村 主な施設整備：上水道布設、ポンプ所新設（逗子加圧、大和取水）、浦賀配水池新設</p>		<p>1953 (S28)</p> <p>▶ テレビ放送 開始</p> 
1954	S 29	<p>1954 (S29) 大和町営水道 移管</p>		<p>1956 (S31)</p> <p>▶ 国際連合 加盟</p>  <p>▶ 箱根町への合併 （湯本町、温泉村、箱根町、宮城野村、仙石原村が合併）</p>
1960	S 35	<p>◇ 戦時中に軍が応急的に布設した施設を増強したが △ 各所で漏水発生 △ 夜間（夜10時以降）は給水停止 △ 水圧低下により夏期の断水発生・消防車はほぼ活動不可</p> <p>⇒ 「給水事情悪化による住民の環境衛生の低下」と「防火施設の不備による町民の不安」を解消するため、第4次拡張事業の県央地区開発計画に併せて移管を決定</p>	<p>487,212人</p> <p>[1,303km]</p>	<p>1957 (S32)</p> <p>▶ 水道法 施行</p>

西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事
1961	S 36	(前ページから続き) 第4次拡張事業	50万人突破 (544,571人) [1,450km]	
1962	S 37	第5次拡張事業 ◇ 経済の急速な進展、首都圏整備計画等の影響により水需要が著しく増加 ◇ 相模川総合開発事業による開発の結果として配分される水量への対応 ≪事業計画概要≫ 給水区域：平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・厚木市・中郡伊勢原町・ 愛甲郡愛川町・津久井郡城山町・津久井郡津久井町の 各地域（詳細割愛） 主な施設整備：寒川第2浄水場新設、 谷ヶ原浄水場急速ろ過池増強	1962(S37)～1974(S49) 特別地区配水整備事業（行政水道※） ※ 上水道布設の要望に対し、不採算地区にあてて配水施設等を 整備するうえで、地元負担金を軽減するため、県の一般会計 の負担（出資）を求めることで多額の工事を可能にする手法	
1963	S 38	 		
1964	S 39	1964(S39) 津久井町営水道 (町営中野水道)等 移管 ◇ 主な水源が沢水のため 現有施設では水需要増大への対応が困難 ⇒ 城山ダム建設が簡易水道の取水に影響 したことへの配慮や、将来的に観光地と して発展する可能性を考慮して移管を決定		1964(S39) ▶ 東海道新幹線 開業 
1966	S 41	箱根拡充事業 ◇ 外来者増加に伴う宿泊施設建設・水需要 増加への対応 ◇ 民間の土地造成による水需要の増加への 対応（時間断水や減水の解消)		1965(S40) ▶ 城山ダム 完成（5事業者関係） 
1967	S 42	≪事業計画概要≫ 主な施設整備：取水設備整備、 ポンプ設備建設 1967(S42) 寒川第2浄水場 完成	100万人突破 (1,041,053人) [2,750km]	
1968	S 43	第6次拡張事業 ◇ 高度成長期における大都市への人口集中（大規模な宅地造成事業） ◇ 各市町の企業誘致政策による活発な企業進出 ≪事業計画概要≫ 主な施設整備：ろ過能力増強（谷ヶ原浄水場）、 ポンプ整備（藤沢北部加圧ポンプ所、片瀬揚水ポンプ所）、 配水池整備（二本松、谷ヶ原）		1968(S43) ▶ 東名高速道路 厚木-東京間開通 1969(S44) ▶ 企業団 設立（5事業者関係） (p.16コラム参照) ▶ 宇宙船アポロ11号 月面着陸
1970	S 45	谷ヶ原配水池建設工事 	1,345,315人 [3,741km]	
1971	S 46	第7次拡張事業 ◇ 水需要の増加への対応（S45の給水実績に対し1日最大計画給水量が不足する事態が発生） ◇ S49夏期に見込まれる水需要への対応 ◇ 公害問題を受け制定された水質汚濁防止法への対応（排水処理施設の設置） ≪事業計画概要≫ 主な施設整備：寒川第3浄水場建設、排水処理施設設置、配水池増強		1973(S48) ▶ 第4次中東戦争を機とする オイルショック（第1次）発生

西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事	
1974	S 49	(前ページから続き) 第7次拡張事業 寒川第3浄水場建設工事  1974 (S49) 寒川第3浄水場 完成	(前ページから続き) 特別地区配水整備事業（行政水道） 実績：13年間で78地区、2万47戸 所要工事費24億余円のほぼ半分が一般会計負担		
1975	S 50				
1978	S 53	1978 (S53) 寒川第1浄水場 休止			
1979	S 54	1979 (S54) 藤野町管上水道 移管			
1980	S 55	◇ 給水対象者が山間部の広域に散在し、経営効率が悪い ◇ 一部高台地帯で断水が発生 ⇒ 藤野町が県の水源地域にあることを含めて、 県政の大局的見地から移管を決定	建設中の稲荷配水池  平塚揚水ポンプ所 	200万人突破 (2,023,172人) [6,081km]	1979 (S54) ▶ 三保ダム 完成 
1983	S 58		水管橋（厚木市内） 	2,068,640人 [6,203km]	
1984	S 59	1984 (S59) 寒川第1浄水場 廃止 1984 (S59) 水道記念館・寒川浄水場いこいの広場 公開			1986 (S61) ▶ 雪害 (県営水道では、鉄塔崩壊に伴う停電で 浄水場の運転が停止し、3日間にかけ 10市7町に及ぶ41万2,700戸が断水し、 約126万人に影響が発生)
1989	(平成) H 元	1989 (H元) 新水道料金システム 稼働 (ハンディターミナルの導入)			1987 (S62) ▶ 国鉄 分割民営化 (JR各社発足) 
1990	H 2	1990 (H2) 液状化及び軟弱地盤地域で耐震継手管を採用  耐震継手管…管と管との間の継手部分に離脱防止機能を有し、耐震性の高い管			1989 (H元) ▶ 消費税 導入
1992	H 4	第9次拡張事業 ◇ 宮ヶ瀬ダム開発後の受水に向けた施設整備 ◊ 事業計画概要 給水区域：12市9町 (平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市(旧橋町)、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、伊勢原市、 海老名市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、愛川町、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町) 主な施設整備：配水池新設(大和ほか2池)、配水池増設(中野高区、吉岡ほか5池)、 ポンプ新設(大和加圧ポンプ所、吉岡加圧ポンプ所、等)、ポンプ増設(淵野辺加圧ポンプ所、平塚揚水ポンプ所、等)			2,437,930人 [7,248km]

西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事
1995	H 7	<p>箱根 2期拡充事業</p> <p>1995 (H7) 水質センター (現：水道水質センター) 設置</p> <p>第9次拡張事業</p>	1995 (H7) 使用量のピーク	1995 (H7) ▶ 阪神・淡路大震災 ▶ 冬季の渇水 (県営水道では、 最大10%の給水制限を実施)
1996	H 8	<p>大和配水池築造工事</p> 		1996 (H8) ▶ 夏期の渇水 (県営水道では、 最大10%の給水制限を実施)
1997	H 9	<p>1997 (H9) 料金収納方法の拡大 (コンビニエンスストア)</p>		
1999	H 11	<p>水道施設 相互融通化整備事業</p>		
2000	H 12	<p>主要管路のネットワーク化による災害時・緊急時のバックアップ体制の強化を図るための事業</p> <p>宮ヶ瀬ダム (国事業でH13完成)</p> 	2,639,090人 [8,232km]	
2003	H 15	<p>2003 (H15) 寒川浄水場排水処理施設特定事業 開始</p> <p>2003 (H15) 上下水道料金一括納付制度 開始</p> <p>2006 (H18) 給水区域全域で耐震継手管を採用</p> <p>2007 (H19) 県営水道お客さまコールセンター 開設</p> <p>2008 (H20) 県営水道モニター制度 開始 (~2015(H27))</p>	<p>2004 (H16) 津久井町上水道 移管</p>	<p>2004 (H16) ▶ 新潟中越地震</p> <p>2007 (H19) ▶ 郵政民営化</p>
2010	H 22		2,782,222人 [9,008km]	<p>2010 (H22) ▶ 神奈川県内水道事業 検討委員会報告 (5事業者関係) 5事業者に共通する経営課題等を検討して 今後のあるべき姿の構想をまとめた報告書</p> 
2013	H 25	<p>2012 (H24) 料金収納方法 拡大 (クレジットカード払い)</p>		<p>2011 (H23) ▶ 東日本大震災</p>
		<p>2014 (H26) 県営水道懇話会 設置 (~2022(R4))</p> <p>2015 (H27) 料金収納方法 拡大 (モバイルレジサービス)</p> <p>2018 (H30) 料金収納方法 拡大 (LINE Pay)</p>	<p>2014 (H26) 箱根地区水道事業包括委託 開始</p> <p>2015 (H27) 県営水道フレンズ事業 開始 (県営水道モニター制度の見直し)</p>	<p>2015 (H27) ▶ 広域水質管理センター 設置 (5事業者関係)</p> <p>2019 (R元) ▶ 令和元年台風第19号 発生 (県営水道では最大3,620戸が断水し、 応急給水活動に延べ180名、 応急復旧活動に延べ143名が従事して 概ね1週間で断水が解消)</p>
2020	(令和) R 2	<p>2020 (R2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、料金一律10%減額 (5~8月)</p> <p>2020 (R2) 料金収納方法 拡大 (FamiPay)</p>	2,833,291人 [9,406km]	<p>2020 (R2) ▶ 新型コロナウイルス感染症による 初の緊急事態宣言</p>

西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事
2022	R 4	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">2022 (R4) 県営水道事業審議会設置</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">2022 (R4) 料金収納方法 拡大 (PayPay)</div>	2,848,989人	
2023	R 5	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">2023 (R5) 県営水道事業審議会から答申提出</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">2024 (R6) 年3月 長期構想策定</div>		2023 (R5) ▶ 水道整備・管理行政の移管決定 (p.14コラム参照) 2024(R6)年4月1日※より 厚生労働省→国土交通省・環境省 ※「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」施行日

100年水道へむけて

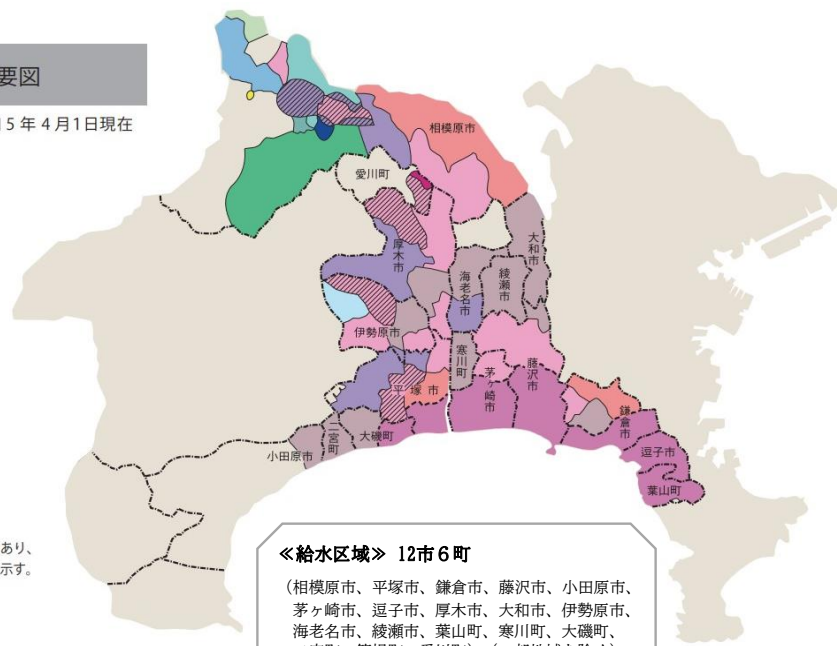
※ 給水人口は各年度末時点の数値を記載している。
 ※ 拡張事業における給水区域（事業計画上の給水区域）の表記は「神奈川県営水道六十年史」（1994年3月発行）を基に記載している。

県営水道給水区域概要図

令和5年4月1日現在

給水区域編入時期

- 創設時
- 昭和10年代
- 昭和20年代
- 昭和30年代
- 昭和40年代
- 昭和50年代
- 昭和60年代
- 平成元年4月1日から編入
- 平成2年4月1日から編入
- 平成4年4月1日から編入
- 平成5年4月1日から編入
- 平成6年4月1日から編入
- 平成15年4月1日から編入
- 平成16年4月1日から編入
- ◎ 年代をまたがって編入した地域であり、色は最初の一部編入時の年代色で示す。
- は創設時の給水区域である。



《給水区域》 12市6町

(相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、愛川町) (一部地域を除く)



神奈川県

企業庁 企業局 水道部経営課 経営企画グループ
横浜市中区日本大通1
電話 (045) 210-1111 (代) FAX (045) 201-3491